

垂井町障がい者計画

(案)

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の概要

1 計画策定について	3	4 計画の作成体制	5
(1) 計画策定の趣旨	3	(1) 垂井町障害者計画等作成審議委員会	5
(2) 制度改正の動向と計画策定	3	(2) 団体意向調査の実施	5
2 計画の性格	4	(3) アンケートの実施	5
3 計画の期間	4		

第2章 障がいのある人の状況

1 障がいのある人	6	(4) 精神障がいのある人	10
(1) 障害者手帳所持者数の推移	6	(5) 高次脳機能障がいのある人	11
(2) 身体障がいのある人	7	(6) 難病患者など	11
(3) 知的障がいのある人	9	2 障害程度区分	12

第3章 サービスの現状

1 地域福祉	13	5 保健・医療	21
(1) 社会福祉協議会	13	(1) 乳幼児健康診査	21
(2) ボランティア	14	(2) 訪問指導	22
(3) 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員	14	(3) 自立支援医療	22
(4) 障がいのある人などの団体	14	(4) 精神保健福祉相談と家庭訪問	23
2 まちづくり	15	(5) 特定疾患・小児慢性特定疾患	23
3 教育・療育	16	(6) 重度心身障害者等医療費助成	23
(1) 障がい児保育	16	6 生活支援	24
(2) ことばの教室	16	(1) 障害福祉サービス	24
(3) 特別支援学校	17	(2) 地域生活支援事業	25
(4) 特別支援学級	18	(3) 補装具	26
4 雇用・就業	19	(4) ニュー福祉機器助成事業	26
(1) 民間企業の雇用状況	19	(5) 各種手当	27
(2) 垂井町職員の障がいのある人の雇用状況	20	(6) 福祉タクシー券	27

第4章 ニーズ・課題

1 アンケート結果から	29	(3) 生活支援について	39
(1) 障がいのある人	29	(4) 相談体制について	40
(2) 障がい者理解	31	(5) その他	40
(3) 障害福祉サービスなど	32	3 サービス事業者意向調査	41
(4) 日中の過ごし方	33	1. 緊急に整備が必要な（不足している）サービス	42
(5) 就 労	33	2. サービスの提供、運営で困っていること	43
(6) 教 育	34	3. サービス提供を断ったこと	44
(7) 子育て支援	35	4. ケアホーム・グループホームの整備予定	44
(8) これからの生活	36	5. 相談支援体制の充実	45
(9) 情報提供・相談体制	36	6. 重症心身障がいの者の利用と今後のサービス提供	46
(10) 生活環境	37	7. その他	47
(11) 暮らしやすくなるために	37		
2 当事者団体意向調査	39		
(1) 早期療育・子育て支援について（児童 デイサービス、日中一時支援、児童クラ ブなど）	39		
(2) 雇用・就労について（一般就労、その 他就労支援）	39		

第2部 基本計画

第1章 計画の枠組み

1 基本理念	49	3 施策の体系	51
2 基本目標	50	4 重点施策	52

第2章 基本計画

第1 やさしいまちづくり / 55	2 地域福祉活動の推進	58
I 障がいのある人への理解	III 生活環境	59
1 啓発・広報の推進	1 バリアフリーのまちづくり	59
2 福祉教育の推進	2 移動の円滑化	59
II 地域福祉	3 ソフト面からのバリアフリー化 の推進	60
1 ボランティアの育成		

4 防犯・防災対策の推進	61	1 障がいの原因となる疾病の予防 と早期発見	71
第2 自立と社会参加のまちづくり	62	2 健康の保持増進	72
I 教育・療育	63	3 医療サービスの充実	72
1 早期療育の充実	63	II 生活支援	73
2 学校教育の充実	65	1 相談支援体制の充実	73
3 子育て支援の充実	66	2 障がいのある人の権利擁護	74
II 雇用・就業	67	3 訪問系サービスの充実	74
1 雇用の場の確保	67	4 日中活動系サービスの充実	75
2 総合的な就労支援	68	5 居住の場の確保	76
III スポーツ・文化芸術活動	69	6 経済的支援	76
1 スポーツ・文化芸術活動の推進	69	7 その他の生活支援	77
2 参加しやすい環境の整備	69	III 情報・コミュニケーション	78
第3 暮らしの基盤づくり	70	1 情報提供の充実	78
I 保健・医療	71	2 情報化社会への対応	78
		3 コミュニケーション支援	79

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の概要

1 計画策定について

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成18年度に「垂井町障害者計画（計画期間：平成19年度～平成23年度）」を策定し、「地域ぐるみで支えあうまちづくり」を基本理念として、各種施策を推進してきました。また、「障害者自立支援法」が同年度から施行となり、同法に基づく「垂井町障害福祉計画」を策定し、「垂井町障害者計画」と一体となって障害福祉サービスを始めとするサービスの充実に努めてきました。

現計画の計画期間において、グループホーム・ケアホームの整備促進、児童デイサービスなど子育て支援サービスや特別支援教育の充実に努めるとともに、相談支援事業の実施、自立支援協議会の設置、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化の推進などに努めてきました。

しかし、施策を推進する中で、就労を含めた日中活動の場の確保、障害の重度化への対応、不足しているサービスの確保、相談支援体制の充実など、課題は少なくありません。

平成23年度に第1次計画の目標年度を迎えることから、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、計画の見直しを行うこととしました。

(2) 制度改正の動向と計画策定

2006（平成18）年、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択され、わが国は翌年この条約に署名しました。現在、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革が進められています。

これまでに、「障がい者制度改革推進会議」の報告を受けて障害者基本法の改正が行われ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」も成立しています。

さらに、障害福祉計画の根拠法である障害者自立支援法については廃止することが決定されており、「（仮称）障害者総合福祉法」の制定に向けた取り組みが進められています。しかし、制定までには時間を要するため今回の計画については、現行法の下で施策を進めざるを得ません。ただし、「障害者権利条約」や制度改革の新しい考え方については、この計画においても踏まえて行きます。今後とも国の動向などに留意し、必要に応じて見直しを行っていく必要があると考えています。

2 計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画です。

この計画は、「垂井町総合計画」を上位計画とし、並行して策定を進めている「垂井町障がい福祉計画（第3期）」をはじめ、「いきがい長寿やすらぎプラン21（垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画）」、「垂井町次世代育成支援行動計画」などの関連計画と整合を図りながら策定しました。なお、「垂井町障がい福祉計画」において、平成24年度～平成26年度における必要な障害福祉サービスの種類や必要量を見込みました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度～28年度の5年間とします。ただし、国の動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

図表 1 - 1 計画の期間

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい者計画	第1次					第2次				
(参考) 障がい福祉計画	第1期	第2期			第3期					

4 計画の作成体制

(1) 垂井町障害者計画等作成審議委員会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、障がいのある人の団体の代表、医療・福祉・就労などに従事する専門家、有識者などから成る「垂井町障害者計画等作成審議委員会」を設置しました。

(2) 団体意向調査の実施

障がいのある人の現状、今後地域で自立した暮らしをしていくためにどのような課題があるか、またどのような支援が必要かなどをたずね、計画の具体的な施策検討の資料とすることをねらいとして、障がいのある人やその家族で組織する関係団体、サービス提供事業者などの意向調査を実施しました。

(3) アンケートの実施

障がいのある人とその家族の意見やニーズを把握し計画に反映していくため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている人を対象として、現在の生活状況や意見・要望などをお聞きし、「第2次垂井町障がい者計画」および「第3期垂井町障がい福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的に行いました。

調査方法・回収結果

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療（精神通院医療）の支給認定者 全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童 全数
配布数	921	109	233	73
有効回答数	571	57	131	43
有効回答率	62.0%	52.3%	56.2%	58.9%
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収			
調査基準日	平成23年2月1日			
調査期間	平成23年2月4日～2月15日			

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順位で該当調査票を送付した。

第2章 障がいのある人の状況

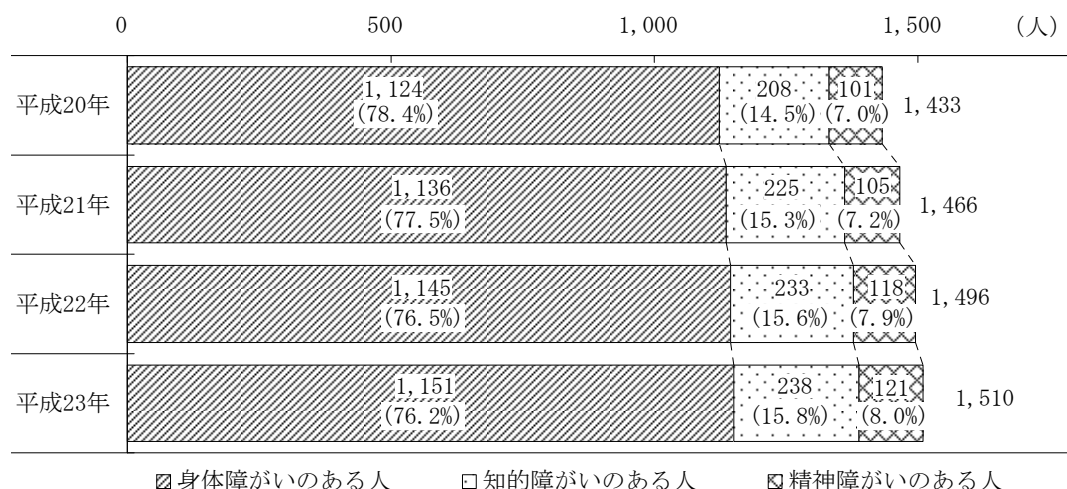
1 障がいのある人

障害者基本法においては、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。

(1) 障害者手帳所持者数の推移

平成23年3月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,510人となっており、身体障害者手帳所持者が1,151人、療育手帳所持者が238人、精神障害者保健福祉手帳所持者が121人となっています。複数の障がいをあわせもつ人がいるため、合計が単純に障がい者数にはなりません。住民の5.2%、つまり約20人に1人が何らかの障がいを有していることとなります。年齢別にみると、65歳以上が826人、54.7%を占めています。

図表2-1 障がい者数の推移



図表2-2 年齢別にみた障がい者数

単位：人

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	合計
平成23年	1,151	238	121	1,510
18歳未満	27	65	4	96
18～39歳	61	76	28	165
40～64歳	277	77	69	423
65歳以上	786	20	20	826

(注) 3月末日

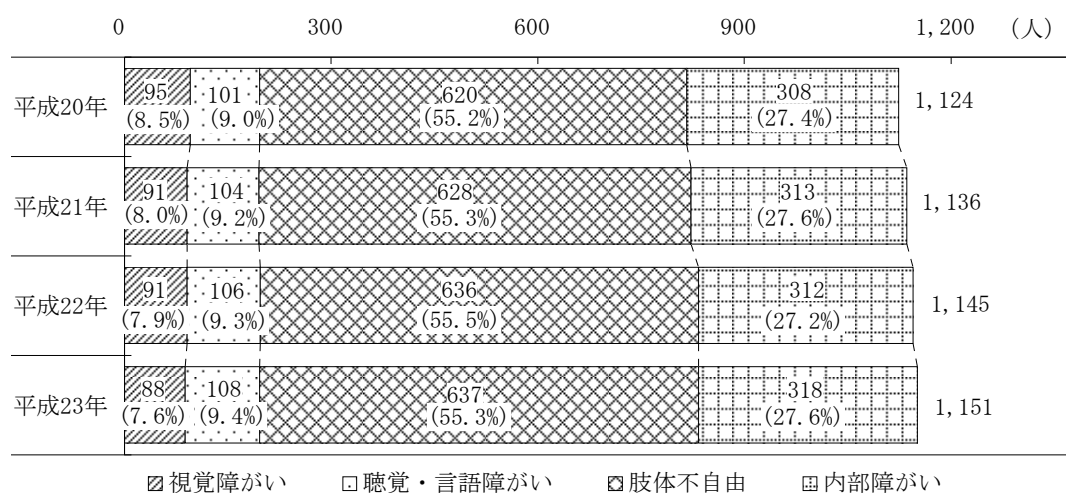
(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、平成23年3月末日現在1,151人です。身体障がいの種類別にみると、肢体不自由が637人（55.3%）と過半数を占めています（図表2-3）。

障害等級別では、1・2級の重度が509人（44.2%）、3・4級の中度が499人（43.4%）、5・6級の軽度が143人（12.4%）となっています。内部障がいは1級、聴覚障がいは2級が多く、視覚・言語障がいは1・2級が同数で多くなっています。肢体不自由は2級が最も多いものの、3・4級も多くなっています（図表2-4）。

年齢別にみると、65歳以上が786人、68.3%を占めています（図表2-5）。

図表2-3 障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末日現在

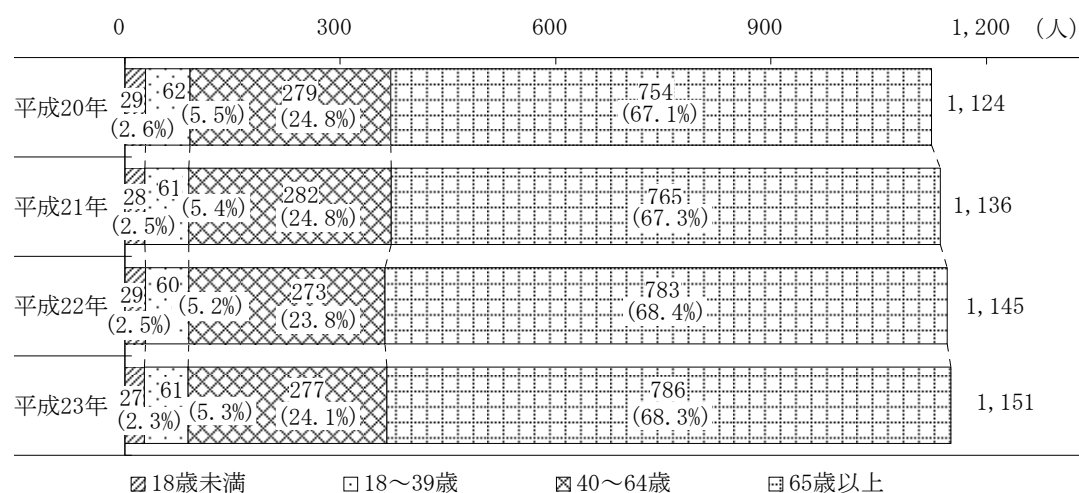
図表2-4 障害等級別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	29	5	94	149	277
2 級	29	40	158	5	232
3 級	11	16	154	113	294
4 級	3	19	132	51	205
5 級	8	2	62	0	72
6 級	8	26	37	0	71
計	88	108	637	318	1,151

(注) 平成23年3月末日現在

図表 2-5 年齢区分別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末現在

図表 2-6 年齢別・性別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障がい	1	0	2	1	10	12	26	36	39	49	88
聴覚平衡機能障がい	0	3	4	3	11	10	24	40	39	56	95
聴 覚	0	3	4	3	11	10	24	40	39	56	95
平 衡 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語そしゃく機能障がい	0	0	0	0	2	2	7	2	9	4	13
肢 体 不 自 由	7	9	27	7	86	63	173	265	293	344	637
上 肢	2	1	5	4	53	31	88	82	148	118	266
下 肢	1	2	11	0	24	28	51	125	87	155	242
体 幹	3	6	11	1	8	4	34	58	56	69	125
運 動 機 能	1	0	0	2	1	0	0	0	2	2	4
内 部 障 が い	6	1	11	6	61	20	138	75	216	102	318
心 臓 機 能	4	1	8	5	27	6	93	49	132	61	193
じ ん 臓 機 能	1	0	2	1	22	10	15	12	40	23	63
呼 吸 器 機 能	0	0	0	0	2	0	22	3	24	3	27
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能	0	0	0	0	9	3	8	10	17	13	30
小 腸 機 能	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
肝 臓 機 能	1	0	0	0	1	1	0	1	2	2	4
合 計	14	13	44	17	170	107	368	418	596	555	1,151
	27		61		277		786		1,151		

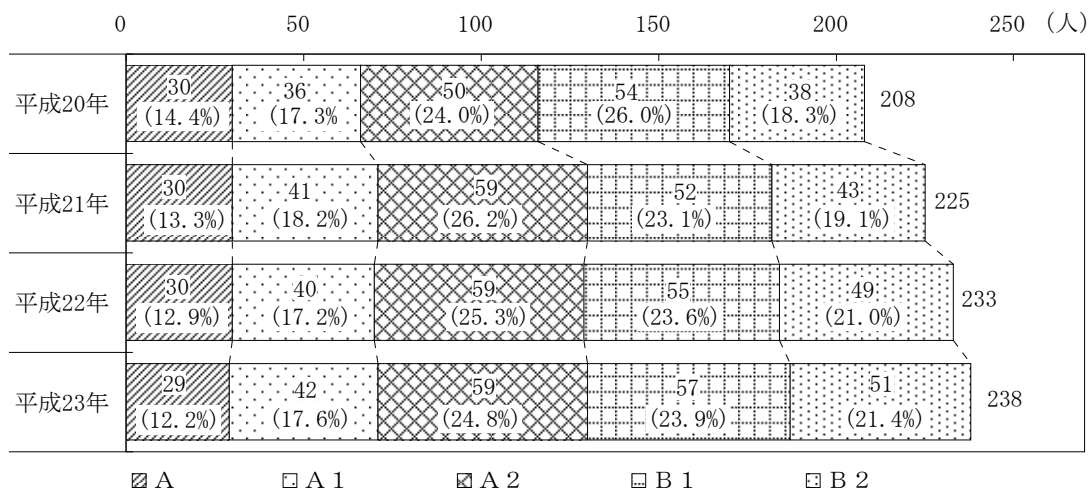
(注) 平成23年3月末現在

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者を障がいの程度別にみると、重度のA（A、A1、A2）が130人、54.6%とやや多くなっています。

性別では男性が多く、年齢別では18～39歳および40～64歳が多くなっています。

図表2-7 療育手帳所持者数の推移



図表2-8 年齢別・障がいの程度別にみた療育手帳所持者数

単位：人

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A	0	0	0	0	9	9	5	6	14	15	29
A1	8	5	11	4	12	0	1	1	32	10	42
A2	4	11	13	8	9	9	4	1	30	29	59
B1	10	2	11	8	10	14	0	2	31	26	57
B2	19	6	14	7	1	4	0	0	34	17	51
合計	41	24	49	27	41	36	10	10	141	97	238
	65		76		77		20				

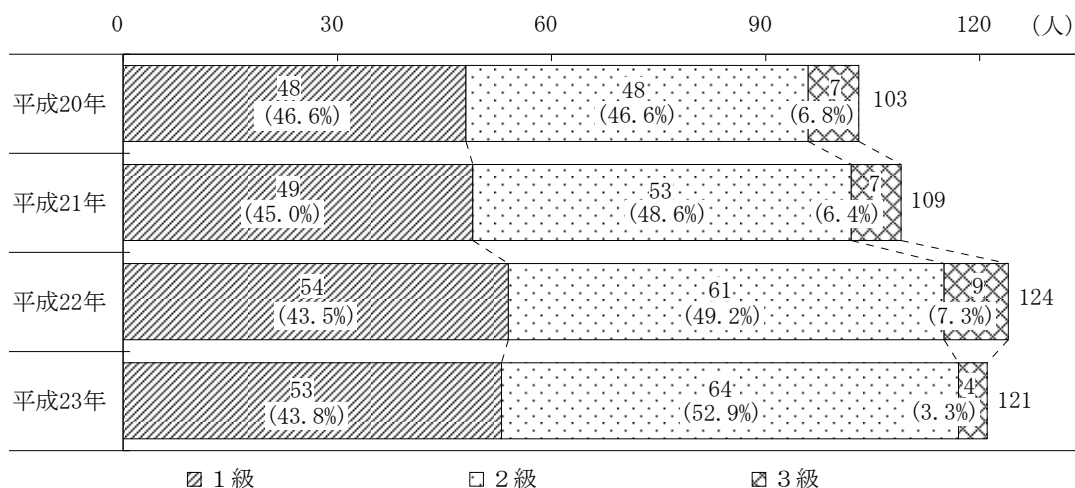
(注) 平成23年3月末日現在

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者を障害等級別にみると、2級が約半分を占めています。性別では男性が多く、年齢別では40～69歳が69人（57.0%）と多くなっています。

なお、平成23年の障害者基本法の一部改正により、発達障がいは精神障がいに含まれています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末日現在

図表2-10 性別・年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	0～19歳		20～39歳		40～69歳		70歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	1	0	3	2	18	12	8	9	30	23	53
2級	2	1	12	8	27	11	1	2	42	22	64
3級	0	0	2	1	1	0	0	0	3	1	4
合計	3	1	17	11	46	23	9	11	75	46	121
	4		28		69		20		121		

(注) 平成23年3月末日現在

(5) 高次脳機能障がいのある人

高次脳機能障がいとは、交通事故をはじめとする外傷や病気などさまざまな原因によって脳に損傷を受け生じた後遺症をいいます。高次脳機能障がいになると、日常生活や社会生活への適応が難しく社会復帰が困難になることも少なくありません。高次脳機能障がいのある人としての数は把握されていません。なお、高次脳機能障がいと診断された場合には「器質性精神障がい」として精神障害者保健福祉手帳の交付対象となります。

(6) 難病患者など

原因が不明で治療方法が確立されていない疾病（いわゆる難病）の中で、国などが難病対策として、治療法の研究、医療費などの公費負担の対象としている疾患を特定疾患といいます。医療費の公費負担の対象となる特定疾患は56疾患に限られており、これら特定疾患に該当しない難病患者も多く、その実数やニーズを把握するのは非常に困難です。平成22年度の特定疾患の認定者数は127人となっています。

町では、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業として、小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより、在宅での日常生活を支援しています。

2 障害程度区分

平成23年3月末日現在、障害程度区分認定を受けている人は84人であり、うち身体障がいのある人が18人、知的障がいのある人が59人、精神障がいのある人が7人となっています。全体では区分3が多くなっています。障がいの種類別にみると、身体障がいのある人は最重度の区分6が多く、知的障がいのある人は区分3および区分4が多くなっています。

一次判定と二次判定の関係をみると、二次判定が一次判定より重くなった人は、知的障がい者が59人中50人(84.7%)と高くなっています。

図表2-11 障害程度区分認定結果表（平成23年3月末日現在）

全体		総件数	二次判定						変更数(率)	
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6
一次判定	非該当	0								-
	区分1	13		3	9	1				76.9%
	区分2	22			3	15	3	1		86.4%
	区分3	23				8	12	3		65.2%
	区分4	8					1	6	1	87.5%
	区分5	10						3	7	70.0%
	区分6	8							8	-
計		84	0	3	12	24	16	13	16	69.0%
構成比			0.0%	3.6%	14.3%	28.6%	19.0%	15.5%	19.0%	

身体		総件数	二次判定						変更数(率)	
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6
一次判定	非該当	0								-
	区分1	3		2	1					33.3%
	区分2	3			2	1				33.3%
	区分3	4				4				-
	区分4	0								-
	区分5	3						1	2	66.7%
	区分6	5							5	-
計		18	0	2	3	5	0	1	7	22.2%

知的		総件数	二次判定						変更数(率)	
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6
一次判定	非該当	0								-
	区分1	8			7	1				100.0%
	区分2	16				12	3	1		100.0%
	区分3	17				3	11	3		82.4%
	区分4	8					1	6	1	87.5%
	区分5	7						2	5	71.4%
	区分6	3							3	-
計		59	0	0	7	16	15	12	9	84.7%

精神		総件数	二次判定						変更数(率)	
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6
一次判定	非該当	0								-
	区分1	2		1	1					50.0%
	区分2	3			1	2				66.7%
	区分3	2				1	1			50.0%
	区分4	0								-
	区分5	0								-
	区分6	0								-
計		7	0	1	2	3	1	0	0	57.1%

第3章 サービスの現状

1 地域福祉

(1) 社会福祉協議会

垂井町社会福祉協議会では、障がいのある人に関する主な取り組みとして、次のような事業を行っています。

図表3-1 垂井町社会福祉協議会の障がいのある人に関する事業（平成22年度）

事業名	内容
手話教室	10回実施 講師5人、通訳4人、参加者12人
福祉講座	9月30日（木）「ボランティアに役立つちょっとした手品」 ※ 障がい者、高齢者に対するボランティア活動の際のきっかけづくりの1つとして手品を活用しよう。
ワークキャンプ	あゆみの家1日 参加者：不破中学校生徒8人、引率教員1人
障がい者のつどい	6月13日（日） 垂井町デイサービスセンターにて 参加者30人、付添人11人
サマー福祉学習	ふれあい垂井ピア2010にて来場の小・中学生を対象に、手話や点字の学習と障がい者との交流を実施予定（中止）
手話サークル	毎週水曜日 午後7時から
垂井町心身障害者小規模授産所「けやきの家」	15人
社協単独生活福祉資金貸付	1件
小地域見守りネットワーク	全地域で障がいのある人、高齢者の見守り
小学校への派遣	視覚障がいのある人 3回（各1人） 聴覚障がいのある人 3回（うち2回は2人、1回は1人）
福祉機器の貸出し	車いす 8台、ベッド 3台
障がい者に関する相談	14件

(2) ボランティア

平成23年3月末現在、社会福祉協議会に登録のあるグループは11団体、350人、個人登録は47人となっています。

図表3-2 ボランティア登録団体・登録人員の推移

区 分	グループ登録		個人登録	登録人数計
	団体数	人 数	人 数	
平成19年	8	322	30	352
平成20年	9	335	44	379
平成21年	11	353	45	398
平成22年	11	347	45	392
平成23年	11	350	47	397

(注) 各年3月31日現在

(3) 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の人数は、次のとおりです。

図表3-3 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の人数（平成23年度）

区 分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
人 数	46人	7人	1人

(4) 障がいのある人などの団体

障がいのある人やその家族で結成している団体は次のとおりです。

図表3-4 障がいのある人などの団体

団 体 名	会員数
身体障害者福祉協会 不破支部垂井分会	261人
こいのぼり	19人

2 まちづくり

(1) バリアフリー化の状況

「バリアフリー法」「岐阜県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、車いす利用者用トイレの設置、町営住宅の段差解消など、バリアフリーを推進しています。タルイピアセンターおよび表佐公民館については、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、JR垂井駅にはエレベーターの設置など、バリアフリー化を推進してきました。

図表3-5 車いす利用者用トイレ設置数（平成23年4月現在）

区 分	設置か所数	備 考
官公庁舎等	11か所	デイサービス 4か所、タルイピアセンター 1か所、生きがいセンター 1か所、駅 2か所、役場 1か所、文化会館 2か所、保健センター 1か所、老人福祉センター 1か所、中央公民館 1か所
公 園	3か所	西相川、新井、朝倉

図表3-6 障がい者向け町営住宅一覧表（平成23年4月1日現在）

団地名	構 造	建設年度	改造年度	戸 数
梅 谷	室内段差解消 トイレ手すり設置 等	昭和49年度	平成15年度	1戸

図表3-7 町道の歩道の整備状況

区 分	平成8年	平成18年	平成23年
総延長距離	216,587m	239,303m	247,008m
歩道設置済み道路延長距離	11,638m	15,865m	16,706m

図表3-8 視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況

区 分	平成18年	平成23年
敷設か所	垂井駅北広場1か所	タルイピアセンター 表佐公民館

図表3-9 駅舎および周辺のバリアフリー化の状況

区 分	乗降人員（人）			駅舎の 形態	バリアフリー化の状況
	平成 7年	平成 17年	平成 23年		
JR垂井駅	6,354	5,354	5,364	橋上	段差解消 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 エスカレーター設置 手すりへの点字表示 エレベーターの設置

3 教育・療育

(1) 障がい児保育

町内には保育園9園、幼稚園6園があり、すべての園で障がい児保育を実施しています。平成23年4月現在40人の障がいのある児童が通園しており、年ごとに増加する傾向にあります。

図表3-10 町内にある保育所（園）・幼稚園

区 分	保育所（園）		幼 稚 園	
	施設数	児童数	施設数	児童数
町 立	8か所	588人	6か所	247人
私 立	1	149	—	—
計	9	737	6	247

(注) 平成23年4月現在

図表3-11 障がい児保育の推移

単位：人

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
肢体不自由	0	2	1	1	0
知的障がい	7	5	5	2	1
そ の 他	9	14	23	30	39
計	16	21	29	33	40

(注) 各年4月現在

(2) ことばの教室

小学校1～3年生のことばに遅れのある児童を対象として、「話す」ことについての指導をしています。参加人数は増加傾向にあり、平成23年は47人となっています。

図表3-12 ことばの教室実施状況

単位：人

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
参加人数	35	31	33	44	47

(注) 各年4月現在

(3) 特別支援学校

平成23年5月1日現在、特別支援学校に通学している児童生徒数は、小学部8人、中学部10人、高等部13人の、合計31人です。平成21年までは約20人で推移していましたが、平成22年に28人、平成23年には30人を上回り、増加傾向にあります。

図表3-13 特別支援学校の就学状況

単位：人

学 校 名	所在地	町の在学児童・生徒数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
県立岐阜盲学校	岐阜市	0	0	0	1	1
県立岐阜聾学校	岐阜市	0	0	0	2	2
県立岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜市	0	1	0	0	1
県立大垣特別支援学校	大垣市	0	7	10	10	27
計		0	8	10	13	31

(注) 平成23年5月1日現在

図表3-14 特別支援学校の垂井町在住児数の推移

単位：人

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
小学部	1年	3	0	0	2	1
	2年	0	3	0	0	3
	3年	3	0	3	0	1
	4年	0	3	0	3	0
	5年	2	0	3	0	3
	6年	3	2	0	3	0
	計	11	8	6	8	8
中学部	1年	0	3	5	2	3
	2年	2	0	3	5	2
	3年	0	2	0	3	5
	計	2	5	8	10	10
高等部	1年	1	2	4	4	5
	2年	4	1	2	4	4
	3年	4	4	1	2	4
	計	9	7	7	10	13
合 計	22	20	21	28	31	

(注) 各年5月1日

(4) 特別支援学級

小中学校に通学している障がいのある児童生徒数は、年々増加しています。平成23年5月現在、小学生が37人、中学生が17人、合計54人となっています。障がいの種類別にみると、知的障がい学級が28人、情緒障がい学級が26人です。肢体不自由学級を利用する児童生徒はありません。

通級指導教室を利用する児童は48人となっています。

図表3-15 障がいのある児童の小中学校在学児数 単位：人

小 学 校		中 学 校	
学 校 数	在学児数	学 校 数	在学児数
5	37	1	17

(注) 平成23年5月現在

図表3-16 障がいのある児童の小中学校在学児数 単位：人

区 分	学級数	在学児数									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい学級	5学級	0	1	5	2	5	4	1	5	5	28
情緒障がい学級	6学級	2	3	0	6	4	5	5	1	0	26
通級指導教室	2学級	19	19	3	4	1	2	0	0	0	48

(注) 平成23年5月現在

図表3-17 小学校・中学校の障がいのある児童の学級在学児数の推移 単位：人

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小 学 校	31	40	39	39	37
中 学 校	7	7	11	13	17
計	38	47	50	52	54

(注) 各年5月現在

4 雇用・就業

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国・地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた雇用率

民間企業	一般の民間企業 (常用労働者数56人以上規模の企業)	1.8%
	特殊法人 (常用労働者数48人以上規模の法人)	2.1%
国・地方公共団体 (職員数48人以上の機関) ただし、都道府県等の教育委員会 (職員数50人以上の機関)		2.1% 2.0%

(注) 重度障害者については1人を2人と算定し、短時間労働者であっても1人と計上されている。

(1) 民間企業の雇用状況

民間企業(常用労働者数56人以上規模の企業)の障がいのある人の雇用状況をみると、年ごとに雇用率が上昇してきています。大垣公共職業安定所管内の雇用率は、平成22年は1.65%となっており、岐阜県および全国に比べてやや低くなっています。平成22年6月現在の管内の雇用障害者数は909.5人、雇用率未達成企業は対象企業の49.3%です。

図表3-18 民間企業の障害者雇用状況(大垣公共職業安定所管内)

区分	企業数	算定基礎 労働者数	うち障が いのある 人	雇用率	雇用率未達成 企業の割合	参考・雇用率	
						全国	岐阜県
	企業	人	人	%	%	%	%
平成18年	218	51,859	801.5	1.55	45.4	1.52	1.57
平成19年	222	53,604	835.5	1.56	43.7	1.55	1.60
平成20年	236	56,008	893.5	1.60	46.2	1.59	1.68
平成21年	223	54,615	872.5	1.60	47.1	1.63	1.69
平成22年	227	54,979	909.5	1.65	49.3	1.68	1.73

(注) 各年6月1日現在
資料：大垣公共職業安定所

(2) 垂井町職員の障がいのある人の雇用状況

本町職員の障がいのある人の雇用は、平成21～22年は6人で法定雇用率の2.1%を上回りましたが、平成23年度は5人、1.81%と法定雇用率を下回っています。

図表3-19 垂井町職員の障がいのある人の雇用状況 単位：人、（%）

区 分	算定基礎 労働者数	障がいのある人			雇用率
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	
平成19年	128	2	2	-	(1.56)
平成20年	189	3	3	-	(1.59)
平成21年	171	6	4	2	(3.51)
平成22年	227	6	4	2	(2.64)
平成23年	276	5	3	2	(1.81)

(注) 1 各年6月1日現在

2 平成22年からは教育委員会部局を含む

5 保健・医療

(1) 乳幼児健康診査

疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し、早期の治療・訓練に結びつけられるよう、乳幼児健康診査を実施しています。各健康診査の実施状況は次のとおりです。

図表 3-20 乳幼児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	4か月児健康診査						11か月児健康診査					
	対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果			対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果		
				異常なし	要観察	要精検・要医療				異常なし	要観察	要精検・要医療
平成18年度	232	232	100.0	193	24	15	269	246	91.4	211	18	17
平成19年度	267	265	99.3	202	30	33	242	236	97.5	175	39	22
平成20年度	229	229	100.0	168	32	29	265	260	98.1	192	39	29
平成21年度	245	234	95.5	132	73	29	251	242	96.4	163	59	20
平成22年度	223	223	100.0	91	75	57	223	213	95.5	96	88	29

区 分	1歳6か月児健康診査						3歳児健康診査					
	対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果			対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果		
				異常なし	要観察	要精検・要医療				異常なし	要観察	要精検・要医療
平成18年度	278	253	91.0	196	40	17	283	255	90.1	202	32	21
平成19年度	248	244	98.4	186	33	25	256	223	87.1	175	30	18
平成20年度	283	276	97.5	196	61	19	307	291	94.8	228	41	22
平成21年度	259	245	94.6	145	69	31	275	256	93.1	178	57	21
平成22年度	246	229	93.1	113	94	22	281	262	93.2	123	92	47

(2) 訪問指導

乳幼児健診などの経過観察児、未熟児などを対象として、保健師による家庭訪問を行い、発達面の確認や保健指導、障がいの早期発見などに努めています。

図表 3-21 訪問指導の状況

単位：人

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
妊産婦	実人員	26	31	20	30	4
	延人員	26	31	23	30	4
新生児	実人員	3	-	2	3	1
	延人員	3	-	2	3	1
未熟児	実人員	7	7	3	6	-
	延人員	7	7	3	6	-
乳 児	実人員	20	32	18	34	10
	延人員	20	32	18	66	14
幼 児	実人員	1	3	7	75	16
	延人員	1	4	13	465	21

(3) 自立支援医療

自立支援医療の受給者は次のとおりです。

図表 3-22 自立支援医療（育成医療、更生医療）受給者数の推移

単位：人

年度区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
育成医療	肢体不自由	1	-	-	1	-
	視覚障がい	-	-	-	1	-
	音声・言語・そしゃく機能障がい	6	4	4	5	5
	心臓障がい	3	1	2	2	3
	腎臓障がい	1	1	1	1	1
	その他	-	-	-	-	-
	計	11	6	7	10	9
	更生医療	肢体不自由	2	1	1	2
内部障がい	2	6	5	4	3	
計	4	7	6	6	4	

図表 3-23 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	189	172	189	188	194

(4) 精神保健福祉相談と家庭訪問

精神保健福祉相談の延べ人員は5人程度でしたが、平成21年度からは大幅に増加しています。

図表3-24 精神保健福祉相談と家庭訪問実施状況

単位：人

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神保健福祉相談	延人員	3	4	5	29	30
家庭訪問	延人員	0	2	0	0	9

(5) 特定疾患・小児慢性特定疾患

特定疾患の認定患者数は平成22年度には減少がみられましたが、全体的にみると増加傾向にあります。

小児慢性特定疾患の認定患者数（西濃保健所管内）は190人前後で推移していましたが、平成21年度からは大幅に増加しています。

図表3-25 特定疾患認定患者数・小児慢性特定疾患認定患者数の推移

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定疾患	119	123	131	133	127
小児慢性特定疾患	194	181	188	251	235

(注) 小児慢性特定疾患は西濃地域保健所管内の合計

資料：「西濃地域の公衆衛生」

(6) 重度心身障害者等医療費助成

助成実績は増加傾向にあり、平成22年度の受給対象者は943人、20,413件となっています。

1人当たりの助成額は約130,000円、1件当たりの助成額は6,000円前後で推移しています。

図表3-26 重度心身障害者等医療費助成実績

区 分	受給対象者数 (人)	件 数 (件)	1人当たり助成額 (円)	1件当たり助成額 (円)
平成18年度	871	17,719	116,223	5,713
平成19年度	864	19,312	136,429	6,104
平成20年度	884	19,345	121,766	5,564
平成21年度	919	20,167	127,829	5,825
平成22年度	943	20,413	133,616	6,173

6 生活支援

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。日中活動系サービスについては、就労継続支援（B型）が増加傾向にあります。なお、旧法施設支援については平成23年度中に障害福祉サービスに移行します。

図表3-27 障害福祉サービスの実績一覧

(1か月あたり)

サービス名		単位	21年度	22年度	23年度 (実績見込)
訪問系	総利用時間	人 時間	26 474	27 592	31 598
	居宅介護（ホームヘルプ）	人 時間	17 250	21 376	21 359
	重度訪問介護	人 時間	1 166	1 171	1 167
	行動援護	人 時間	8 58	5 45	6 62
	同行援護	人 時間			3 10
	重度障害者等包括	人 時間			0 0
日中活動系	生活介護	人 人日	17 295	18 382	22 438
	自立訓練（機能訓練）	人 人日			0 0
	自立訓練（生活訓練）	人 人日	1 4	1 5	1 2
	就労移行支援	人 人日		2 28	1 19
	就労継続支援（A型）	人 人日	3 67	3 64	3 59
	就労継続支援（B型）	人 人日	9 137	11 147	14 180
	療養介護	人			0 0
	短期入所	人 人日	6 23	4 22	5 21
	児童デイサービス	人 人日	31 110	22 88	21 84
系 居 住	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	15	15	15
	施設入所支援	人	6	7	11
計画相談支援		人			0
<参考>旧法通所		人	23	23	23
<参考>旧法入所		人	7	6	2

(2) 地域生活支援事業

主な地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。移動支援事業の利用が大幅に増加してきています。

図表 3-28 地域生活支援事業の実績一覧

区 分		単位	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	4	4	4	
	自立支援協議会		—	設置	実施	
	成年後見制度利用支援事業		—	—	—	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	実設置者数	人	—	—	
	手話通訳者派遣事業	実利用者数	人/年	4	6	4
	要約筆記者派遣事業	実利用者数	人/年	0	1	1
日常生活用具費支給事業	介護・訓練支援用具	件/人	0	0	3	
	自立生活支援用具	件/人	3	4	6	
	在宅療養等支援用具	件/人	6	7	9	
	情報・意思疎通支援用具	件/人	6	2	3	
	排せつ管理支援用具	件/人	360	328	310	
	住宅改修費	件/人	0	2	2	
移動支援事業	事業所数	か所	6	8	9	
	実利用者数	人/月	13	16	16	
	利用時間数	時間/月	431	876	1,018	
地域活動支援センター	I 型	事業所数 実利用者数	か所 人/月	2 7	2 6	2 4
	II 型	事業所数 実利用者数	か所 人/月	1 14	1 14	1 15
日中一時支援	事業所数 実利用者数 利用日数	か所 人/月 日/月	3 12 186	4 15 178	6 18 234	
自動車運転免許取得事業	利用者数	人/年	0	0	0	
自動車改造助成事業	利用者数	人/年	2	1	2	

(3) 補 装 具

種目別にみた補装具費の支給件数の推移は次のとおりです。車いすや補聴器の利用が比較的多くなっています。

図表 3-29 補装具の交付・修理実施状況

単位：件

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢 義手							1			
義足	1			1	1	1	1	1		2
装具 下肢	4		2		1	1	1		4	1
靴型	2				2		2			
座位保持装置	1		1	3	1				3	
盲人安全つえ	1				1		3		1	
眼 鏡				1	1		2	1	2	
補聴器	5		6	5	3	6	7	4	7	3
車いす	5	10	6	7	3	8		11	6	8
電動車いす				1			7			
歩行器		1		1						
歩行補助つえ	1				2				1	
重度障害者用 意思伝達装置									1	
義 眼							1			
ストマ用装具	53									
計	73	11	15	19	15	16	25	17	25	14

(注) ストマ用装具は平成 18 年 10 月からは日常生活用具

(4) ニュー福祉機器助成事業

先進的な福祉機器の購入費の一部を助成し、障がいのある人の活動を支援しています。

利用実績があるのは「パーソナルコンピュータ」「パルスオキシメータ」「エアーマット」となっており、その他の福祉機器の利用はありません。平成21年度より「パルスオキシメータ」「エアーマット」は日常生活用具給付事業の対象となりました。

図表 3-30 ニュー福祉機器助成事業の利用実績

単位：件

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
パーソナルコンピュータ	2	1	-	1	2
音声炊飯ジャー	-	-	-	-	-
音声ICタグレコーダ	-	-	-	-	-
人工呼吸器	-	-	-	-	-
音声血圧計	-	-	-	-	-
色彩音声案内装置	-	-	-	-	-
パルスオキシメータ	1	1	-	-	-
エアークッション	-	1	-	-	-
計	3	3	0	1	2

(5) 各種手当

障がいのある人に関する手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当および特別児童扶養手当などがあります。受給者は次のとおりです。

図表 3-31 各種手当での受給状況（平成23年 4 月 1 日）

種 類	対 象	手当月額	受給者数
特別障害者手当	20歳以上の著しく重度の障害を有する在宅障害者	26,340円	20
障害児福祉手当	20歳未満の著しく重度の障害を有する在宅障害児	14,330円	12
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害児を養育する父または母、養育者	1級 50,550円 2級 33,670円	54

(6) 福祉タクシー券

福祉タクシー券の利用実績に、年度による大きな変動はみられません。平成22年度の利用者は26人、延べ人数は396人、金額は198,000円となっています。

図表 3-32 福祉タクシー券利用実績

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数 (人)	23	24	28	28	26
延 人 数 (人)	391	373	385	336	396
金 額 (円)	195,500	186,500	192,500	168,000	198,000

第4章 ニーズ・課題

計画の策定に先立ち、障がい者のための手帳所持者などを対象として、生活状況や意見・要望などをたずねるアンケートを実施するとともに、障がいのある人やその家族で組織する当事者団体、ボランティアグループ、サービス提供事業者に意向調査を実施しました。

1 アンケート結果から

(1) 障がいのある人

① 年齢別

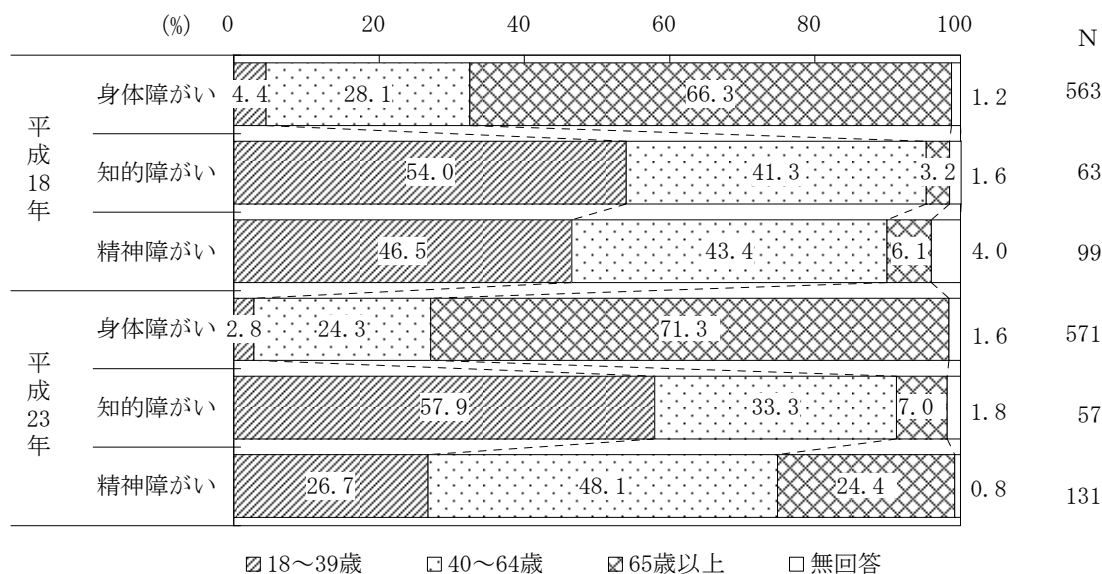
回答者を年齢別にみると、身体障がいのある人では65歳以上の割合がさらに高くなり、70%を上回っています。

知的障がいのある人は、18～39歳および65歳以上がやや高くなり、40～64歳が低下しています。

身体障がいのある人、精神障がいのある人ともに高齢者が増加しています。認知症高齢者の増加、疾病による内部障がいの増加など、高齢化の進展と深く関連していると考えられます。

一方、児童や若年者の人数は少なくとも、さらに充実が求められる発達障がい者施策、早期療育、特別支援教育、就労支援などは重要な課題です。

図表4-1 障がいのある人



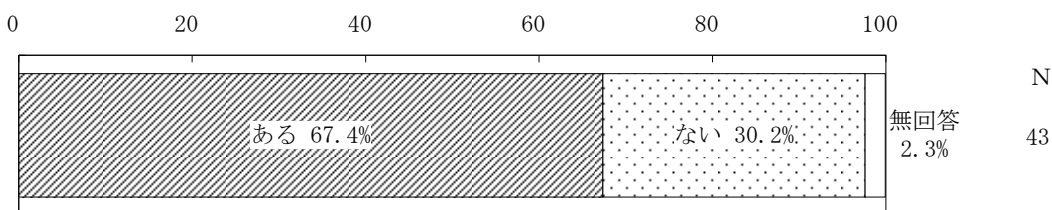
② 発達障がい

障害者手帳を所持している障がいのある児童 43 人のうち、発達障がいの診断を受けている児童は 67.4%、29 人となっています（図表 4-2）。

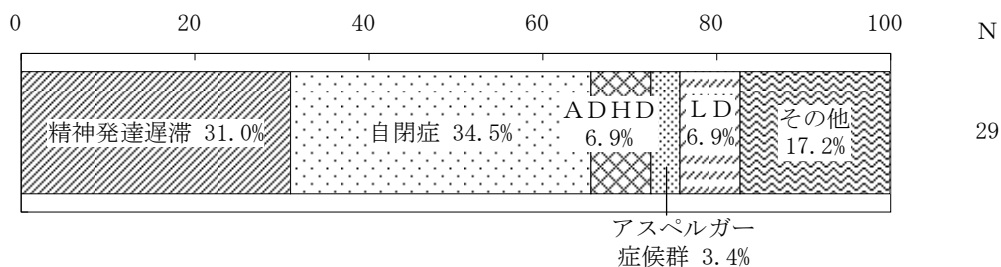
その診断名は、図表 4-3 のとおりであり、精神発達遅滞、自閉症が多くなっています。

なお、文部科学省の調査によると、通常の学級においても発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒が 6%程度在籍しているという報告があります。発達障がい者施策は本町においても重要な課題の一つです。

図表 4-2 発達障がいの診断（障がい児）



図表 4-3 発達障がいの診断名（障がい児）



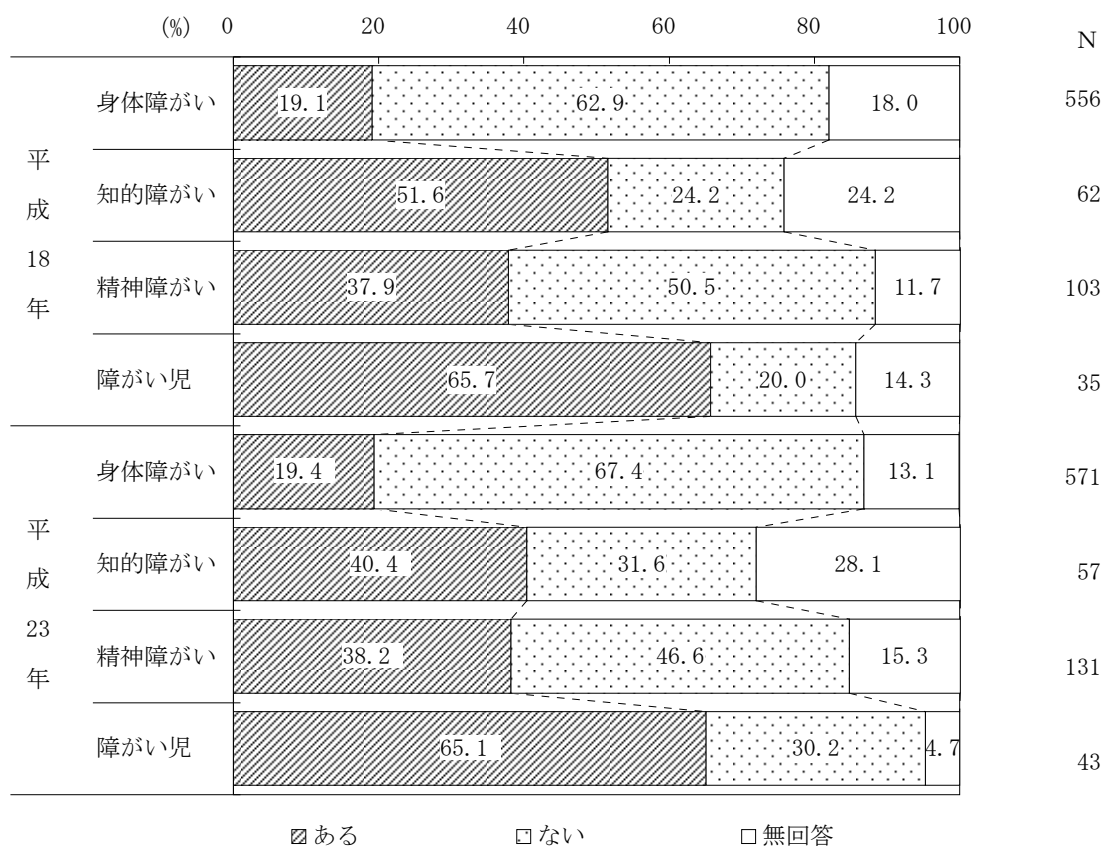
(2) 障がい者理解

「これまでに障がいがあるために差別をうけたり、いやな思いをしたことがありますか」という設問に対しては、身体障がいのある人の19.4%、知的障がいのある人の40.4%、精神障がいのある人の38.2%、障がいのある児童の65.1%が「ある」と答えています。平成18年調査と比べると知的障がいのある人は10ポイント以上低くなっています。その他の障がいはほぼ同様の結果となっています。

障がいをうけてからの経験であり、何十年も前の経験も含まれています。現在は、福祉教育の推進などによって福祉についての意識や理解は高まってきていると考えますが、若い障がい児の65%が「ある」と答えていることから、依然として障がいのある人やその家族の多くがいやな思いや差別を経験していると推察されます。具体的には、「ジロジロ見られる」「職場での差別」「学校でのいじめ」など多くの内容が記載されていました。

福祉の心を醸成することはもちろんですが、障がいを正しく理解すること、好意をもって接するなど、ともに暮らしていく上での知識・マナーを学ぶことが大切です。

図表4-4 いやな思い



(3) 障害福祉サービスなど

障害福祉サービスや地域生活支援事業の内容について改善の要望が高いのは、全般的に障がいのある児童です。「児童デイサービス」「日中一時支援」は20%以上となっています。「ショートステイ」も10%以上です。そのほか、知的障がいのある人の「地域活動支援センター」(10.5%)、「日中一時支援」(8.8%)が比較的高くなっています。

主な「児童デイサービス」の事業所は「いずみの園」ですが、改善の要望は「サービス量(日数・時間)を増やしてほしい(3件)」「近くに事業所がほしい(3件)」などです。

「日中一時支援」については、「希望する日時に利用できるようにしてほしい(8件)」が非常に多くなっており、事業の拡充、事業所の参入促進が求められます。

主な「地域活動支援センター」は「けやきの家」ですが、「近くに事業所がほしい(2件)」「授産賃金(工賃)を多くしてほしい(1件)」「職員の対応を良くしてほしい(1件)」などがありました。

「ショートステイ」の改善内容は、「希望する日時に利用できるようにしてほしい(4件)」「近くに事業所がほしい(4件)」「利用者負担を少なくしてほしい(4件)」などです。

図表4-5 改善してほしいサービス

単位：Nは人、他は%

区 分		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
N		571	57	131	43
障害福祉サービス	居宅介護	3.0	3.5	0.8	2.3
	行動援護	1.1	3.5	0.8	7.0
	重度訪問介護	1.4	0.0	1.5	2.3
	生活介護	0.9	1.8	0.8	-
	自立訓練	1.6	0.0	2.3	9.3
	就労移行支援	0.5	1.8	3.8	-
	就労継続支援A型	0.7	3.5	1.5	-
	就労継続支援B型	0.5	1.8	4.6	-
	旧法施設支援(通所)	0.4	3.5	0.0	-
	児童デイサービス	-	-	-	23.3
	療養介護	1.4	0.0	3.1	7.0
	ショートステイ	2.3	1.8	0.8	16.3
グループホーム等	1.2	5.3	0.8	-	
地域生活支援事業	移動支援	1.6	5.3	0.8	9.3
	日中一時支援	1.4	8.8	0.0	20.9
	日常生活用具給付等	2.5	1.8	0.8	4.7
	コミュニケーション支援	1.4	0.0	0.0	2.3
	地域活動支援センター	0.5	10.5	0.8	-
	相談支援	1.1	3.5	1.5	7.0
	無回答	90.5	75.4	86.3	65.1

(4) 日中の過ごし方

今後の日中の過ごし方として、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えたのは、その多くが身体障がいや精神障がいのある人で、「家庭内で過ごしている」人であり、今後の過ごし方として「正職員として働きたい」「正職員以外として働きたい」「内職をしたい」が多くなっています。このことから、就労意向はかなり高いと考えられます。

図表 4-6 今後の日中の過ごし方（主なもの、現在とは違う日中の過ごし方をしたい人） 単位：人

区 分		身体障がい (N=83)	知的障がい (N=7)	精神障がい (N=40)
正職員として働いている	現在	3	0	3
正職員として働きたい	今後	6	1	15
正職員以外として働いている	現在	4	1	4
正職員以外として働きたい	今後	11	1	11
内職をしている	現在	1	1	1
内職をしたい	今後	7	0	1
障がい者のための通所サービスを利用している	現在	2	2	4
障がい者のための通所サービスを利用したい	今後	9	0	1
リハビリテーションを受けている	現在	16	0	0
リハビリテーションを受けたい	今後	19	0	2
家庭内で過ごしている	現在	61	3	17
家庭内で過ごしたい	今後	17	1	4

(5) 就 労

現在働いている人、または今後働きたい人の仕事の悩みは、全般的に身体障がいのある人に比べて、知的障がいのある人や精神障がいのある人の率が高くなっています。アンケートでは知的障がいのある人の一般就労は 26.3%、通所サービスが 35.1%となっており、現実的としては、一般就労はむずかしい点も少なくありません。悩みの内容としては、「障がいについて理解や協力をしてもらえない」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」などが高くなっています（図表 4-7）。これらは職場の理解、ジョブコーチ制度、相談体制の充実が求められると言えます。

また、一般就労がむずかしい場合にも、収入を得る喜び、仲間と働くよろこび、生きがいなどを得るため、さまざまな就労形態のサービス（福祉的就労の場）の充実が求められます。また、工賃の改善を図るために行政からの発注の拡大を検討していくことも必要です。

図表 4-7 仕事のことで困っていること

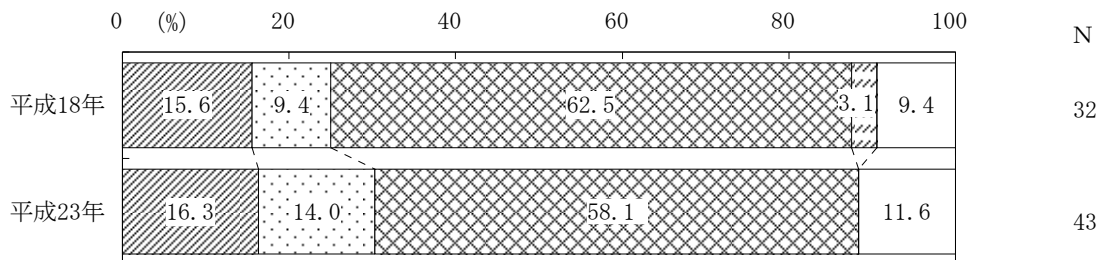
単位：%

区 分	身体 (N=125)	知的 (N=24)	精神 (N=62)
仕事がむずかしい	8.0	12.5	19.4
休みが少ない	8.0	20.8	11.3
障がいについて理解や協力をしてもらえない	8.8	33.3	21.0
職場までの通勤がたいへん、通勤手段がない	6.4	16.7	12.9
職場の建物や机などの設備が障がい(者)に合っていない	4.8	4.2	0.0
職場でのコミュニケーションがうまくとれない	7.2	16.7	29.0
障がいがない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある	5.6	8.3	11.3
障がいがない人と比べて給料が安い	8.0	29.2	6.5
適した仕事が見つからない	15.2	12.5	29.0
どうやって仕事を見つければいいかわからない	8.0	12.5	22.6
その他	7.2	8.3	12.9
とくに困っていることや悩みはない	52.0	20.8	21.0

(6) 教 育

学校で勉強する形は、「障がいのある仲間と勉強しながら障がいのない仲間とも勉強したい」が 58.1%を占めています。「障がいのあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい」は 16.3%にとどまっています。平成 18 年調査に比べると、「同じような障がいのある仲間たちのクラスで勉強したい」が高くなっています（図表 4-8）。インクルーシブ教育の考え方の導入により、今後どのように特別支援教育が変わっていくのかは、国の方向が出されるのを待たなければなりません。

図表 4-8 希望する学習形態



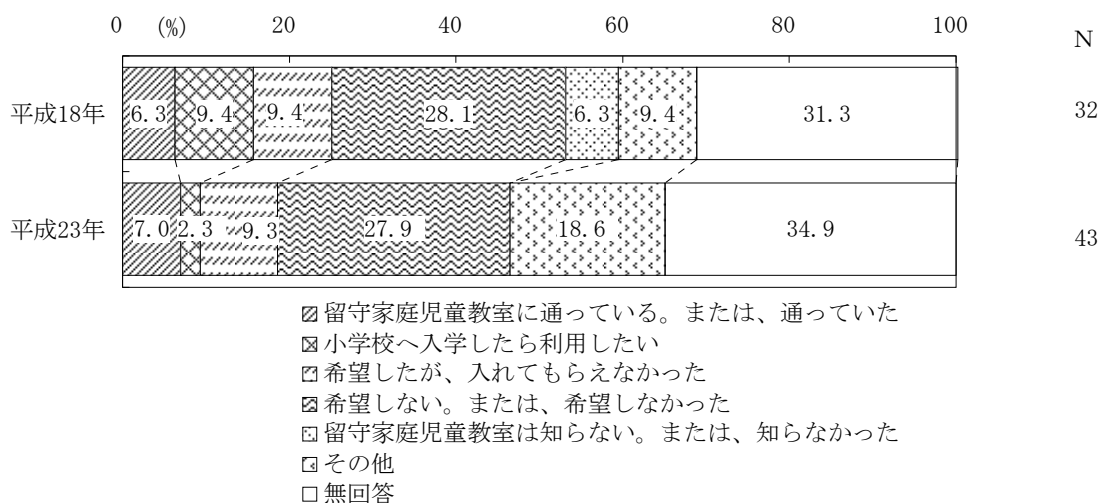
- 障がいのあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい
- 同じような障がいのある仲間たちのクラスで勉強したい
- ▣ 障がいのある仲間と勉強しながら障がいのない仲間とも勉強したい
- ▤ その他
- 無回答

(7) 子育て支援

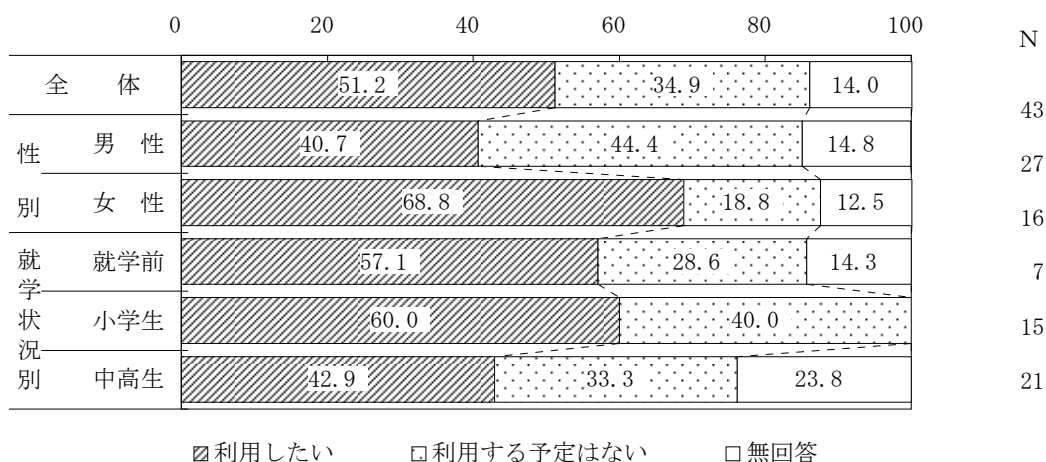
留守家庭児童教室の利用については、「留守家庭児童教室に通っている。または、通っていた」が7.0%（3人）、「希望したが、入れてもらえなかった」が9.3%（4人）あります（図表4-9）。

他市町村においても、放課後の居場所や預かりサービスとして「日中一時支援」や「児童デイサービス」が利用されているところがあります。これまでも障がいのある児童の学校外の支援として、児童クラブの受け入れ、受け入れ年齢の拡大、夏休みなどの長期休暇中の活動の場づくりなどがあげられていました。児童福祉法などの改正により、学校の放課後や休業日に障がいのある児童を預かる「放課後等デイサービス」が制度化されたことから、今後の実施に向けて検討していく必要があります。

図表4-9 留守家庭児童教室



図表4-10 放課後等デイサービスの利用意向



(8) これからの生活

「これからの生活をどこでどのように送りたいとお考えですか」という設問に対して、知的障がいのある人で「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」が26.3%（15人）と最も高くなっていました。しかし、いつ頃からホームに入居したいと思うかをたずねたところ、「すぐにでも入居したい」は精神障がいのある人が1人、「1～2年後に入居したい」は知的障がいのある人が1人という結果です。今後の利用希望者は「親などが介助できなくなったら入居したい」と考えている人が多くなっています。

自由意見などには、親亡き後の生活の場としてグループホームや施設を望む声が少なくないことから、ニーズに応じた計画的な整備を推進していく必要があります。

図表4-11 グループホーム・ケアホームの利用時期

単位：人

区 分	N	現在入居している	すぐにでも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年度に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら	その他	無回答
知的障がい	15	2	0	1	2	0	9	0	1
精神障がい	8	1	1	0	0	3	2	1	0

(9) 情報提供・相談体制

医療・福祉サービスや就労などについての相談相手をたずねた設問において、「どこへ相談にいったらよいかわからない」は、身体障がいのある人が7.8%、知的障がいのある人が8.4%となっており、精神障がいのある人の「だれもいない」は18.5%ありました。

また、自由意見として、「どのようなサービスがあるのかわからない」「冊子などで情報提供してほしい」といった内容が記載されていました。

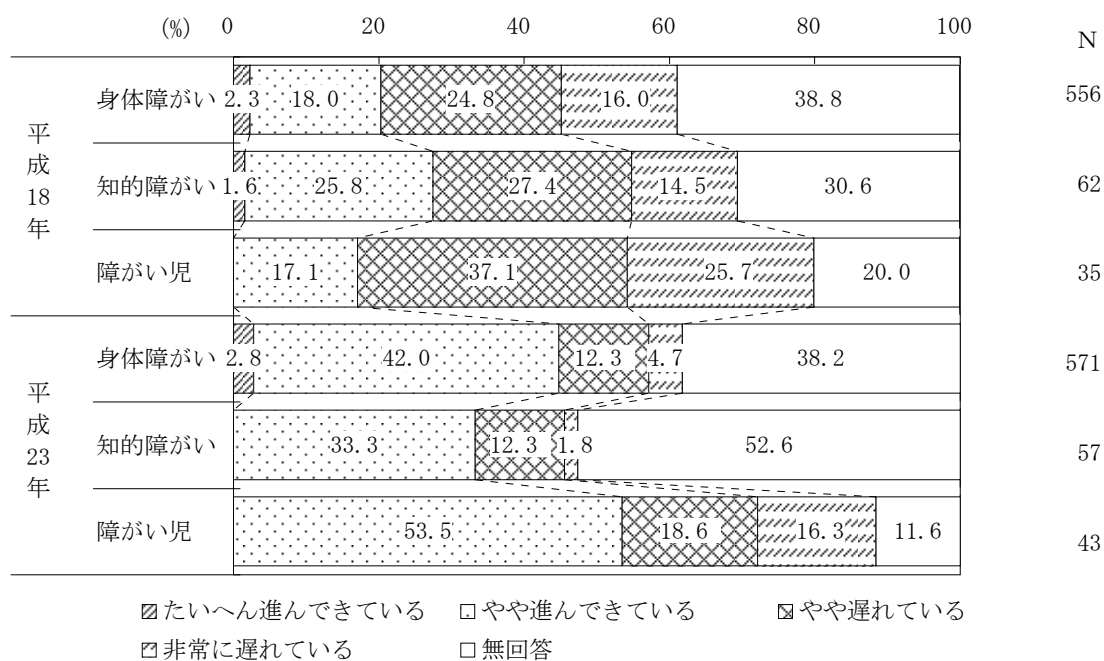
サービスを必要とする人に情報が伝わり、サービスが適切に利用できる相談・情報提供体制の充実に努める必要があります。

(10) 生活環境

「垂井町はバリアフリーの街づくりが進んできていると感じますか」という設問に対しては、「たいへん進んでいる」「やや進んでいる」を合計したく進んでいる>は、身体障がいのある人が44.8%、知的障がいのある人が33.3%、障がいのある児童が53.5%となっています。これは前回調査に比べると非常に高くなっています。主な理由として、駅舎のエレベーターの整備が進んだことなどが考えられます。

一方、外出で困ることとしては、身体障がいのある人は「道路や駅に段差や階段が多い」、知的障がいのある人は「まわりが気にかかる」、精神障がいのある人および障がいのある児童は「電車・バスなどの便が悪い」が高くなっています。建築物や道路のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進するとともに、心のバリアフリー化や移動手段の確保を進める必要があります。

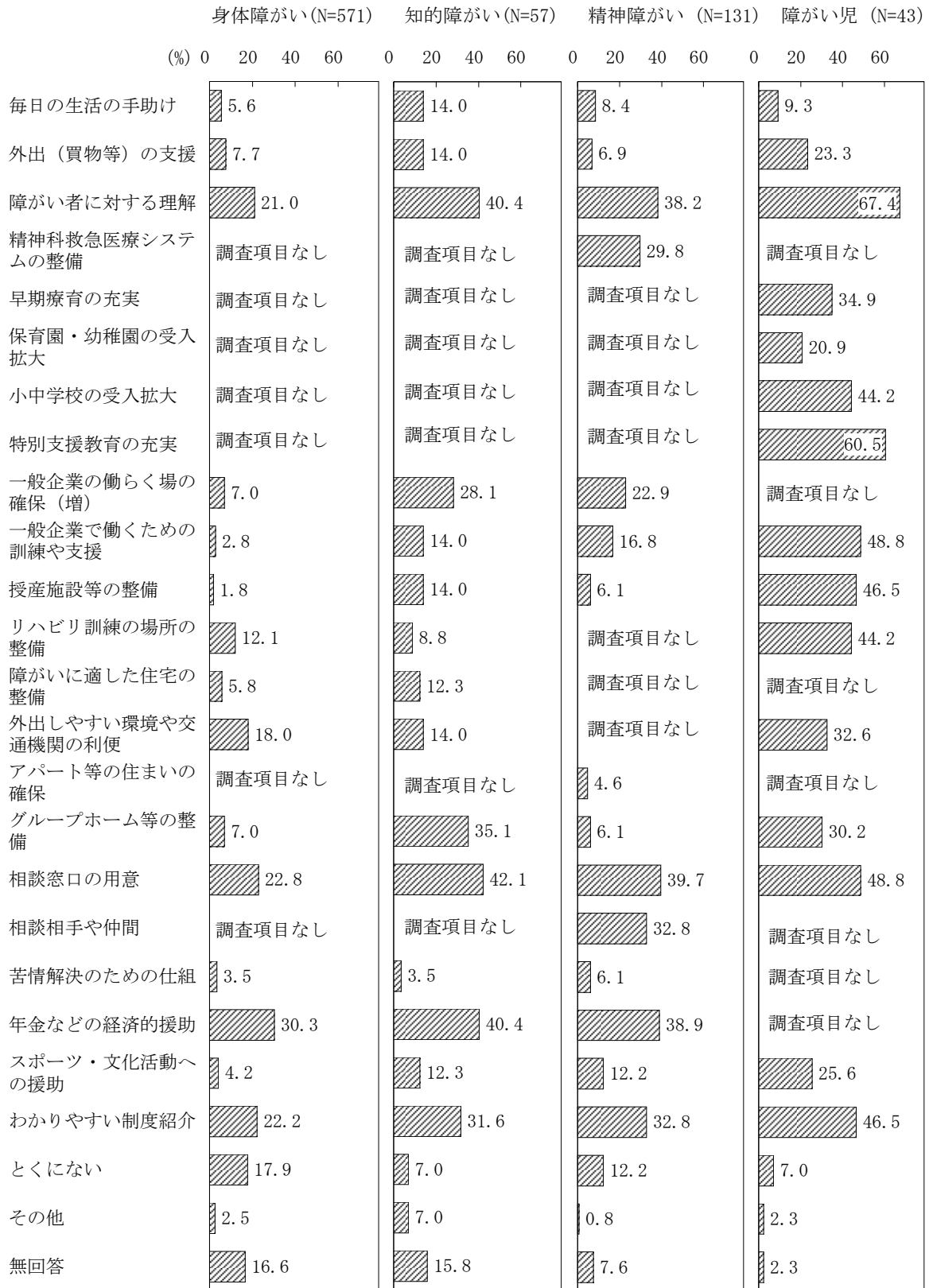
図表 4-12 バリアフリー化が進んだか



(11) 暮らしやすくなるために

暮らしやすくなるために、とくにしてほしいこととしては、「障がい者に対する理解」「相談窓口の用意」「年金などの経済的な援助」「わかりやすい制度紹介」などはどの障がいにも共通して高くなっています。そのほか、知的障がいのある人の「グループホームなどの整備」、精神障がいのある人の「相談相手や仲間」が30%以上の比較的高い率です。

図表 4-13 暮らしやすくなるために（複数回答）



2 当事者団体意向調査

ご協力いただいた団体は次のとおりです。

- ・(財) 岐阜県身体障がい者福祉協会不破支部垂井町分会
- ・垂井町聴覚障がい者福祉協会
- ・視覚障がい者福祉協会
- ・こいのぼり

(1) 早期療育・子育て支援について（児童デイサービス、日中一時支援、児童クラブなど）

- 視聴覚障がい者に子どもが生まれたとき、子どもとのコミュニケーションの支援に入ってほしい。ことばなど、コミュニケーションが必要です。1～4歳まで支援をしてほしい。
- 障がい児の子育て支援がない。いずみの園に通園している人は、「ことばの教室」と思っている親さんがある。ならば、言語療法士を配置して指導すべき。
- 日中一時支援の事業所一覧表などの情報提供をしてほしい。

(2) 雇用・就労について（一般就労、その他就労支援）

- 高齢者の聴覚障がい者が、65歳以上のシルバー人材センターの仕事に就きたいと願っています。
- 視覚障がいがあるので、勤務のためにヘルパーが必要になってくる。
- 一般就労していたのに、現在は作業所に通っている。自宅にいる人など、能力がある人でも就労していない。町内の事業所での雇用、役場での雇用を考えてほしい。

(3) 生活支援について

① 住まいの場（グループホーム・ケアホームなど）

- ホームに入った場合、コミュニケーションの方法を考えてほしい。例えば、手話のできる人をホームに配置するなど。
- 持ち家の場合、視覚障がいがあるので自分で片づけをするのが大変。支援してほしい。
- 親亡き後のことを考えると、とても心配。ホームの数が全然足りない。できれば、町営のケアホームを造ってほしい。

② 日中活動の場（生活介護、就労継続支援、作業所など）

- 現在、どこの施設・作業所でも空きがない状況のため、これから卒業する子の活動の場がない。
- 建物、利用者の生活スペース、作業内容、支援員の数に問題のある事業所がある。

③ 福祉サービス（居宅介護、移動支援、その他福祉サービス）

- 火事が起きたときのために火災報知器があるけれど、聴覚障がい者は音が聞こえないので、赤いパトライトをつけてほしい。
- 目が見えないと、行事に参加したくてもできない。過去に行事に参加してみたことがあるが、目が見えないから何をやっているのかわからなかった。視覚障がいと他の障がいを分けてやっている所もある。
- 移動支援で、車での移動ができないから不便。田舎では不便で、タクシーしかない。
- 自立支援法がよくわからない制度のため、利用者が少ない。また、利用しづらい。

(4) 相談体制について

- 相談体制は必要だが、その場合もコミュニケーションをとらなければならないので、手話ができる人を配置してほしい。
- 役場の担当課が、いろいろな情報を集めて発信してほしい。

(5) その他

- 東日本大震災のようなとき、避難場所で聴覚障がい者のためにボランティアが黄色のような目立つ色のゼッケンをつけていると、聞こえない人でもよくわかります。そのために目立つゼッケンを準備してほしいと思います。
- 情報がほしい。老後のお金の管理や成年後見人などについて。
- 会員を増やして活動したい。名簿の公開を。
- タクシー券を増やしてほしい。
- 団体の活動を行うときにバスを出してほしい。
- 視覚障がい者のために、家庭生活訓練講座のようなものを開催してほしい。銀行などで名前を書けと言われるのが困る。お金の出し入れに困る。
- 「西濃は、障がい者福祉が遅れている」と言われる。中でも、垂井町は特に遅れていると思う。早急に対応してほしい。

3 サービス事業者意向調査

21 箇所の事業者にご意向調査のご協力をいただきました。

相談支援事業者	2 箇所	訪問系サービス事業者	5 箇所
日中活動系サービス事業者	8 箇所	居住系サービス事業者	4 箇所
児童デイサービス事業者	1 箇所	就業・生活支援事業者	1 箇所

1. 緊急に整備が必要な（不足している）サービス

1 番目に必要なサービスとしては、「ケアホーム」や「施設入所」といった居住系サービス（住まい）が多くなっています。また、「短期入所」も3件あります。1～3番目の合計でみると、上記内容に加え、「就労支援関係」「相談支援業務」も2件あります。

図表 4-14 必要なサービス

区分	1 番目に必要なサービス	2 番目に必要なサービス	3 番目に必要なサービス
サービス名	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアホーム（2件） ・重度障がい者のケアホーム ・短期入所（3件） ・施設入所（2件） ・相談支援業務 ・見守り支援 ・デイサービス ・住居 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム ・ケアホーム（2件） ・相談支援業務 ・就労系サービス ・通販などによる振り込みの支払い（生活支援サービス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所（緊急時） ・コーディネート機能 ・就労継続支援A型 ・文化活動（休日）

図表 4-15 1 番目～3 番目の合計と主な理由

サービス名	件数	主な理由
・グループホーム・ケアホーム（重度対応含む）	6	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的長期入院者の退院にもつなげられる。 ・重度知的障がい者の生活を支えるホームが少ない。 ・重度障がい者の入所施設がいっばいで生活を支えるところが不足。 ・世話人の高齢化 ・建物の老朽化。 ・ケアホーム整備の声が、親さんから強く上がっている。
・短期入所（緊急時含む）	4	<ul style="list-style-type: none"> ・施設数の不足。 ・ベッド数が少ないため、利用したいときに利用できない。 ・利用希望者が多い。 ・日中一時も含め、短期の預かり施設が必要。
・相談支援業務 ・コーディネーター	3	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の精神的な支えの一つとして必要。 ・いろいろなサービスについて、利用者と事業所間で調整してもらえるとありがたい。現在はほとんど無い。
・施設入所	2	<ul style="list-style-type: none"> ・施設数の不足。 ・待機者（30名）があり、潜在的にニーズがある。
・就労系サービス	1	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの障がい者の就労能力にあった就労先の確保が必要。雇用も含めて検討していくべき。
・就労継続支援A型	1	<ul style="list-style-type: none"> ・より就労に近い障がい福祉サービスとして必要。
・見守り支援	1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が急病のとき、自宅での見守りがないと、病院に行けない。
・住居	1	<ul style="list-style-type: none"> ・民間アパートなどは家賃が高く、契約の際の保証人がいない障がい者もいる。必要時の見守りが適切なら地域で住み続けられる人はいる。
・生活支援サービス	1	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者は、通販を利用する機会が多いが、支払いに行くことができない。
・デイサービス	1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設数の不足。
・文化活動（休日）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりの生活。

2. サービスの提供、運営で困っていること

サービスの種類によってそれぞれ課題は異なりますが、人材確保については、慢性的な人手不足のほか、専門性を有するスタッフの確保などを複数の事業所からあげられています。

図表 4-16 運営などで困っている主な内容

<p>■運営</p> <ul style="list-style-type: none">・サービスは、希望すれば提供される。手帳の所持や障害程度区分で、サービスの種類や量が決定されるが、本当にその人にとってそのサービスが適切であるのか検討されているのか。事業所だけが、サービス提供に苦慮しているということはないか。精神障がい者へのサービス提供は、困難であると言われてしまうが、どのような理由か知りたい。・障がい者の場合、対個人なので、いろいろな情報などを十分に収集できず、サービスを提供していくなかで戸惑うこともでてくる。そんな場合、介護保険のCMのような立場の人ががもっと多くいれば、いろいろと相談したりでき、事業所としてはとてもありがたい。行政からの情報提供が少ないように思う。・介護保険の事業所の中で行っているため、介護保険のサービスだけで手一杯で、依頼があっても、現状ではサービスを提供することができない。・支援度の高い利用希望者の受け入れ困難。特別支援学校で、教員1に対し生徒1、あるいは1対2で対応されていた生徒さんが卒業後、当施設を希望する場合、受け入れることは極めて難しい。・自立訓練事業は、あまり知られていないためか利用希望者が少なく、利用者の確保に苦慮している。
<p>■人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・専門知識、または資格を有する指導員の人材確保。・相談支援専門員の人数が少なく、ニーズに応えられない。・サービス管理責任者の確保。・ヘルパーの確保に苦労している。・男性ヘルパーの確保が困難。・重度の障がい者に対応できる介護員がいない。
<p>■施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者増により、作業スペース、休息スペース、作業製品の置き場など、事業所のスペースが不足してきている。・改修建物を使用しているため、設備が狭く使用しづらい面がある。
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none">・日中活動の場として利用する人もあるが、稼ぎたいと思っている人もある。この不況のおり、地場産業の仕事も減少し、工賃も安い。円単位ではなく、銭単位の仕事がほとんどである。行政においても、やりがいのある仕事を提供または紹介してほしい。

3. サービス提供を断ったこと

サービスの提供を断ったことがあるかという設問に対しては、断ったことが「ある」が7事業所、「ない」が6事業所、未回答が8事業所という結果でした。断った理由として図表4-17の内容があげられています。

図表4-17 サービス提供を断った理由

■就労支援関係 ・受け入れ対象外の身体障がい者	■通所系サービス ・送迎地域外
■入所・ショートステイ ・契約前面談時に、日中一時利用希望者に他害、破壊行為があった。	■訪問系サービス ・ヘルパー不足 ・障がいの種類やレベルにより、ヘルパーの対応が難しい。 ・介護保険の利用者だけで手一杯のため、より良いサービスの提供ができない。 ・支援者の親と意見が合わない。

4. ケアホーム・グループホームの整備予定

ケアホーム・グループホームの整備は、重要課題の一つです。整備を予定していると回答した事業所はありませんが、必要性を感じていると記載された事業所があります。

図表4-18 ケアホーム・グループホームの整備について

理 由
・施設利用者の親さんが高齢化してきており、利用者のケアホーム整備が必要。
・地域の移行先としてのケアホーム整備が必要。
・必要性が高い。

5. 相談支援体制の充実

相談支援事業への提案としては、関係機関などの連携を図ることや、専門員の増員などがあげられています。

図表 4-19 相談支援体制の充実について

相談支援体制の充実への提案
<ul style="list-style-type: none">・この地域には、外に出てこない精神障がい者が多い。どこに、どういう人がいるのかを把握することが必要。民生委員や自治会の人々が訪問し実態をつかみ、保健センターや市町の担当者らと連携を取りながら、相談にのる体制を取る必要がある。・精神障がいに関する偏見を取り除くために、啓蒙活動の充実が必要。
<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所を増やすことが必要。現在、利用できる人も提供する事業所も少ない。
<ul style="list-style-type: none">・関係機関の連携を深め、ケア会議など、集まって話し合える機会を充実させる。主となる機関の積極的な関わりが必要。
<ul style="list-style-type: none">・相談支援専門員の増員が必要。
<ul style="list-style-type: none">・支援関係者同士が日頃から顔の見える関係を作っておくことが大切。自立支援協議会やその部会を利用して、話しやすい関係やお互いの状況を理解する機会を作っておくことで、有事にスムーズな連携ができ、充実した相談体制につながる。・ネットワークの中に中立でコーディネート機能を持つ相談支援事業所を巻き込んで、行政や事業所、当事者の調整役として活用することが必要。・精神や知的だけではなく、全ての障がいに対応できるよう、身体の方針についても相談支援事業所への委託や事業所指定を行うことも必要ではないか。

6. 重症心身障がい者の利用と今後のサービス提供

重症心身障がい者のサービスの利用状況および今後のサービス提供の可能性についてたずねたところ、現在利用がある事業所からは、引き続きサービスの提供が可能と記載がりましたが、現在、利用がない事業所は、今後も整備面・人材面でサービス提供が難しいという記載がありました。また、重症心身障がい者のケアホームの整備が必要という意見がありました。

7. その他

その他として、いくつかの提案、課題などが記載されていました。

図表 4-20 その他の提案・要望など

<p>■町への要望・提案</p> <ul style="list-style-type: none">・18歳未満まで児童デイサービスを継続した支援のできる仕組みであるが、垂井町は就学前までの支援を行っている。就学に向けて、①通常学級、②特別支援学級、③特別支援学校の選択について相談を受けているが、その後の継続がないため、保護者は手放されたようで不安に思っている。いずみの園を含めた支援策を検討していただきたい。・介護保険サービスと違って、まだまだ不透明な部分があり、事業所に全てふりかかってくることもしばしばある。ケアで迷ったとき、緊急な対応が必要なときなど、連絡がなく困ることがある。ケアの提供において、自由さがある反面、責任もあり重大性を感じる。行政サイドよりの十分な情報提供を望む。
<p>■サービス提供面</p> <ul style="list-style-type: none">・重症心身障がい児B型通園事業を、平成24年度以降も継続していただきたいと強く思う。・上限負担額が0円になった人が、65歳になり介護保険に切り替わったとき、現在の制度では1割負担になることが発生する。高齢になり収入が少なくなっているからの負担のため、とても重い負担になる。この負担について、見直しが必要なのではないか。
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、当事業所は垂井町より4名の利用者がある。まだ数名の受け入れが可能のため、希望があれば気軽に見学に来てほしい。

第2部 基本計画

第1章 計画の枠組み

1 基本理念

基本理念 地域ぐるみで支えあう町づくり

2006（平成18）年、国連総会において「障害者権利条約」が採択され、わが国は翌年この条約に署名しました。現在、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革が進められています。

障害者権利条約や障がい者制度改革推進会議の報告の新しい考え方を踏まえ、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。その第1条の法の目的において「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という文章が加えられ、そのために「障害者の自立及び社会参加の支援等の施策」を推進することを目的としています。

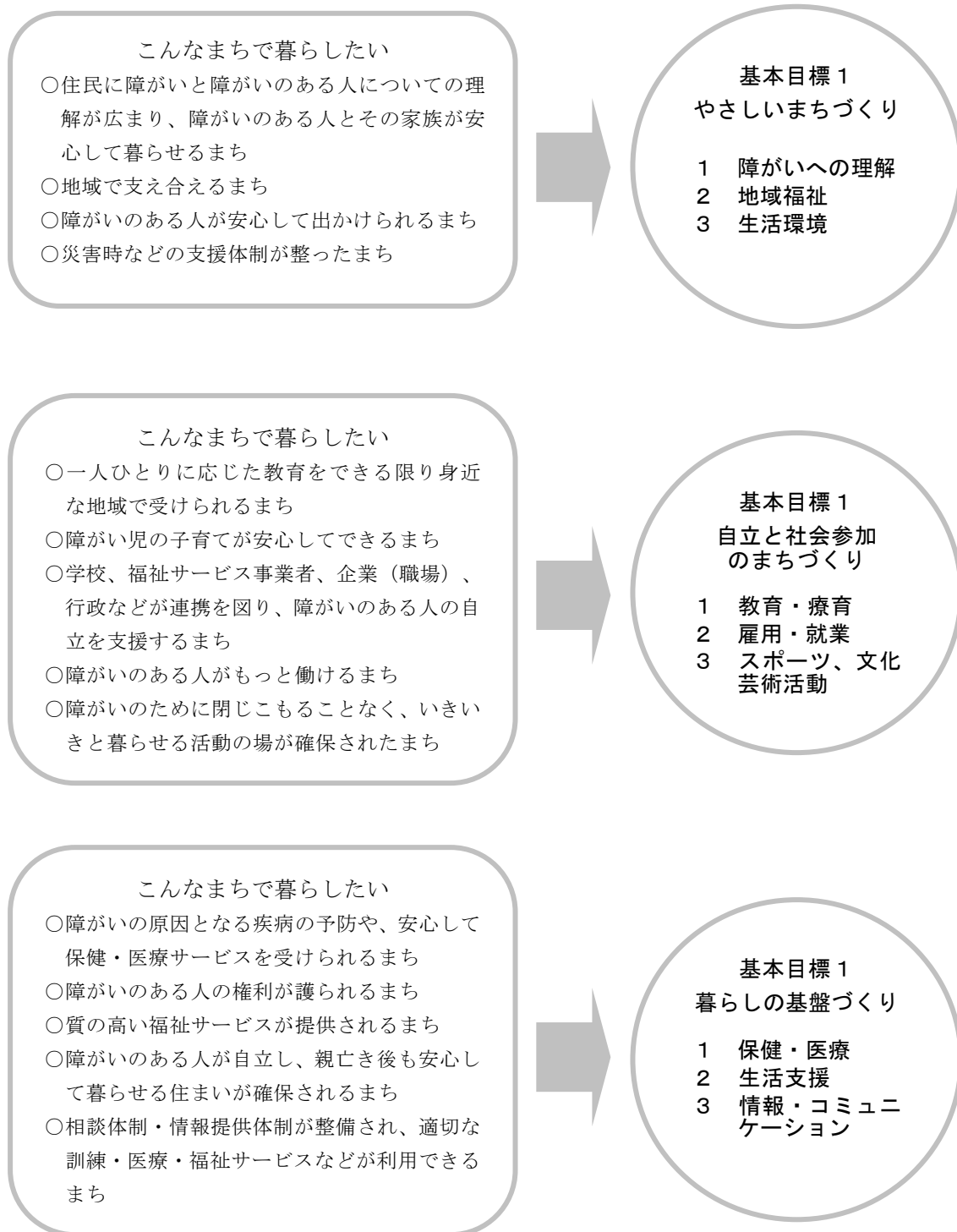
新しい考え方では、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいのせいではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」的観点から障がいを広くとらえています。そして、障がいのある人が他の人と同じように、教育、労働、雇用、社会保障の権利などが保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受けるときに、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務付けています。

言い換えれば、障がいのある人をありのまま受へ入れるように、社会のほうが変わっていく必要があるということです。この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーションの考え方です。本計画においては、この考え方を基本とし、障がいのある人もない人も地域でともに支え合い暮らし続けることができるまちをめざします。

これを「地域ぐるみで支えあう町づくり」と表し、この計画の基本理念とします。

2 基本目標

「地域ぐるみで支えあう町づくり」の実現をめざし、次の3つの基本目標（分野別目標）を定めて施策を推進します。



3 施策の体系

第1 やさしいまちづくり

I 障がいへの理解	1 啓発・広報の推進
	2 福祉教育の推進
II 地域福祉	1 ボランティアの育成
	2 地域福祉活動の推進
III 生活環境	1 バリアフリーのまちづくり
	2 移動の円滑化
	3 ソフト面からのバリアフリー化の推進
	4 防犯・防災対策の推進

第2 自立と社会参加のまちづくり

I 教育・療育	1 早期療育の充実
	2 学校教育の充実
	3 子育て支援の充実
II 雇用・就業	1 雇用の場の確保
	2 総合的な就労支援
III スポーツ、文化芸術活動	1 スポーツ・文化芸術活動の推進
	2 参加しやすい環境の整備

第3 暮らしの基盤づくり

I 保健・医療	1 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見
	2 健康の保持増進
	3 医療サービスの充実
II 生活支援	1 相談支援体制の充実
	2 障がいのある人の権利擁護
	3 訪問系サービスの充実
	4 日中活動系サービスの充実
	5 居住の場の確保
	6 経済的支援
	7 その他の生活支援
III 情報・コミュニケーション	1 情報提供の充実
	2 情報化社会への対応
	3 コミュニケーション支援

4 重点施策

第2次計画では、次の課題について重点的に取り組んでいく必要があると考えています。

(1) 日中活動の場の確保

本町における特別支援学校の児童生徒数は、平成23年度には31人となっており、増加傾向が続いています。特にこの3～4年間については毎年4～5人が高等部を卒業します。これまでの卒業後の進路をみると、就労継続支援や生活介護、地域活動支援センターなどの利用が多くを占めています。一般就労を促進することは大切ですが、同時に卒業後の日中活動の場の確保と、障がいの特性に応じた活動の場を選択できる環境を整備していく必要があります。

本町には就労移行支援および就労継続支援A型の事業所はなく、西濃圏域をみてもごくわずかです。

このため、事業所の参入が進みにくい就労移行支援や就労継続支援A型については、西濃圏域において事業所の参入を促進します。

本町においては、町内の施設を利用するなどして、地域で活動が行えるように、就労継続支援B型や生活介護の整備を促進して日中活動の場の確保を図ります。

本町が設置する「けやきの家」については、障がいのある人が地域で生きがいをもって生活を送れるように体制の見直しを行い、施設や事業内容の充実を図っていきます。また、今後の国の制度改正の動向を把握しながら、地域活動支援センターからより支援体制の厚い、また工賃アップがめざせる事業体系への移行を進めます。

さらに、町内において地域で支え合い、活動を行っている団体や障がい児・者を支援するボランティア団体などの活動が、放課後等デイサービス、生活介護、就労継続支援B型事業所などへ展開できるように研究・支援を行います。

(2) 災害時の支援体制の充実

近い将来、東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されており、災害時の支援体制はこれまで以上の充実が求められます。

このため、災害時要援護者支援全体計画に基づき、災害時要援護者の把握を行います。自主防災隊などの組織化により、地域住民による支援体制を構築します。

さらに、大勢の人が集まる一般の避難所で過ごすことがむずかしい障がいのある人などのための避難所として、サービス提供事業所と連携して福祉避難所を設置し、関係機関や地域住民による支援体制を構築します。また、一般の避難所についても障がいのある人への配慮を行います

(3) 早期療育及び一体的な支援体制の強化

障がいの早期発見、早期療育を行い、学校・社会へつなげていくための一体的な支援体制の充実を図ります。

障がいのある人に対しては、発達段階、ライフステージごとの支援はそれぞれ行われますが、必ずしも情報が共有されず、ステージごとに新たに状況を把握し直さなければならぬことがあります。

このため、障がいのある人に（仮称）発達支援手帳（母子手帳のような記録簿）を配布し、関係者が記録簿を介して障がいのある人の状態を把握し、他の機関と情報を共有して連携を図りながら支援する体制を構築します。

(4) グループホーム・ケアホームの充実

障がいのある人とその家族にとっては、依然として「親亡き後」が最大の不安であることに変わりはありません。「施設から地域へ」という流れの中にあって、障がいのある人が地域で安心して暮らす場（住まい）を築いていくこと、また親が元気なうちに生活基盤を築いていくことが求められています。アンケートでは、すぐに利用したいと答えた人は少ないものの、障がいのある人が地域で暮らす場として、家庭的な雰囲気の中かで暮らすグループホームやケアホームのニーズは今後さらに高まると予測されます。

町内においてもグループホーム・ケアホームの整備が進んできていますが、自立した生活の実現を図るためにさらに整備を促進します。そのため、事業所などの参入・拡大の意向を把握しながら、整備促進のための事業者に対する町の助成制度などの検討を行います。

(5) 相談支援体制の強化

障がいのある人が必要なサービスを選択できるように情報提供に努め、垂井町障がい者自立支援協議会を中心とし、障がいのある人の地域生活を支えるネットワークづくりを構築します。

また、適切なサービス利用の援助や権利擁護が図れるように相談支援体制の強化を図ります。

ホームページなどで福祉サービスの情報を掲載し、積極的な情報提供を行い、制度改正の情報などの提供を行います。

第2章 基本計画

第1 やさしいまちづくり

I 障がいへの理解	1 啓発・広報の推進	住民の理解促進
		新しい障がい者施策の情報提供
		企業への理解促進
	2 福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進
		教職員の障害者理解の推進
		児童生徒の交流
地域における福祉教育の推進		
II 地域福祉	1 ボランティアの育成	ボランティアの育成
		地域ボランティアの育成
	2 地域福祉活動の推進	地域住民の理解と支援
		関係団体との連携
		地域福祉計画等の推進
III 生活環境	1 バリアフリーのまちづくり	公共施設等のバリアフリー化の推進
		民間施設のバリアフリー化の促進
	2 移動の円滑化	公共交通機関等のバリアフリー化の促進
		文字情報の充実
		安全な歩行空間の整備
	3 ソフト面からのバリアフリー化の推進	マナーの向上
		障害者マークの普及
		バリアフリーマップの作成
	4 防犯・防災対策の推進	地域の防犯・防災体制の構築
		災害時要援護者の把握
		災害時等の情報伝達
		避難場所における配慮
		福祉避難所の指定
		緊急通報装置システムの普及

I 障がいへの理解

障がいのある人に対するアンケート結果では、多くの障がいのある人が、「障がいのためにいやな思いや差別を経験した」と答えています。さまざまな機会を活用して啓発活動や福祉教育の推進に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解の促進を図り、障がいのあるなしにかかわらず地域で共に支えあいながら暮らす「ノーマライゼーション」理念の普及に努めます。

1 啓発・広報の推進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.1	住民の理解促進	障がいのある人が地域で普通に暮らせるまちにするためには、障がいを正しく理解し、偏見を取り除いていくことが大切です。また、ともに暮らしていく上でのマナーや手助けの方法を知ることが必要になります。このため、町の広報紙や社会福祉協議会の機関紙、講演会などあらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.2	新しい障がい者施策の情報提供	障害者権利条約の締結に向けて制度改正が進められており、障害者基本法においても、地域社会における共生、障がいを理由とした差別の禁止と社会的配慮など新しい基本原則が定められています。これらの新しい考え方や障がい者施策について、障害者週間、人権週間などで広報活動を進めるとともに、情報提供を行います。	新規	健康福祉課 生涯学習課
No.3	企業等への理解促進	障がいのある人の雇用促進や虐待の防止、民間施設や公共交通機関のバリアフリー化の促進を図るため、関係機関と協力して、企業などに対し障がいのある人についての理解促進を図ります。		産業課

2 福祉教育の推進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.4	学校における福祉教育の推進	小・中学校の「総合的な学習の時間」などの中で、社会福祉協議会、福祉施設などと連携を図り、障がいのある児童とない児童の交流を行う中で、共生する力や相手を思いやる力を育てていきます。		学校教育課
No.5	教職員の障がい者理解の推進	小・中各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心とした研修や、町就学指導事務担当者会における研修を実施するなど、障がいの特性と障がいのある児童についての知識を深め、児童・生徒への指導力向上を図ります。		学校教育課
No.6	児童生徒の交流	特別支援学校や特別支援学級と、小・中学校、保育園などとの児童生徒の相互理解を深める交流の場づくりを支援します。		学校教育課
No.7	地域における福祉教育の推進	地域住民の福祉への関心を高めるため、地域、企業、学校などに役場から出向いて行う出前講座の活用を促進し地域における福祉教育を推進していきます。	新規	健康福祉課

Ⅱ 地域福祉

地域住民やボランティアなどによる見守り、支援など、地域福祉活動の推進を図り、地域ぐるみで支えあうまちをめざします。

1 ボランティアの育成

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.8	ボランティアの育成	社会福祉協議会と協力して、手話教室、福祉講座などを開催し、障がいのある人を支援するボランティアの育成を推進します。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.9	地域ボランティアの育成	社会福祉協議会、各校下7地区に設立されたささえあい連絡会などと協力して、地域ボランティアの育成を図ります。	新規	健康福祉課 社会福祉協議会

2 地域福祉活動の推進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.10	地域住民の理解と支援	見守りや日常生活における支援が行われるよう、社会福祉協議会、各地区ささえあい連絡会などと協力して、地域住民による理解と見守り体制の構築を働きかけていきます。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.11	関係団体との連携	地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会、地域の相談役である民生委員、児童委員、各地区ささえあい連絡会など、地域福祉を推進する団体・機関との連携を図り、地域での活動が活発化するよう支援します。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.12	地域福祉計画等の推進	社会福祉協議会と連携して、地域福祉計画および地域福祉活動計画を推進し、地域の福祉力を高めていきます。		健康福祉課

Ⅲ 生活環境

障がいのある人はもちろん、だれにでも利用しやすいように配慮して、建築物、公共交通機関、道路の整備を進めるユニバーサルデザインの考え方を基本として、住民、民間事業者、行政が一体となって人にやさしいまちづくりを推進します。

また、地域ぐるみの防犯・防災の体制を構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

1 バリアフリーのまちづくり

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.13	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設、教育関係施設、福祉施設などの既存施設については、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。また、新設の施設については、新バリアフリー法に基づき整備を進めるとともに、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。		各課・施設
No.14	民間施設のバリアフリー化の促進	住民が普段から利用することが多いスーパーなどの購買施設、飲食店、医療施設、金融機関などの民間施設において、障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての住民が施設を円滑に利用できるよう、施設の設置者などに対し、バリアフリー化を推進するための啓発活動を行います。		健康福祉課

2 移動の円滑化

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.15	公共交通機関等のバリアフリー化の促進	障がいのある人や高齢者などの公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、関係機関と連携を図りながら、一層のバリアフリー化を推進していきます。		建設課
No.16	文字情報の充実	聴覚障がいのある人などに、列車の遅れや緊急情報が伝わるよう、ホームに電光掲示板などによる文字情報の充実が図られるよう事業者働きかけていきます。		健康福祉課
No.17	安全な歩行	車いす利用者や視覚障がいのある人な		建設課

	空間の整備	どが安全に出かけられるよう、歩道の段差解消、視覚障害者用ブロックの設置などを推進します。		
--	-------	--	--	--

3 ソフト面からのバリアフリー化の推進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.18	マナーの向上	ハード面のバリアフリー化の推進とあわせて、バリアフリーの施設・設備の意義について住民への理解を求める必要があります。視覚障害者用ブロック上の駐輪や歩道にはみ出た看板などの障害物、車いす用駐車スペースへの障がいのない人の駐車など、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。		各課・施設
No.19	障害者マークの普及	車いす利用者をデザイン化した障がい者のための国際シンボルマークは広く知られてきましたが、その他にも、聴覚障害者シンボルマーク、オストメイトマーク、ほじょ犬マークなどさまざまなマークがあります。障がいのある人であることや障がいのある人を支援するためのものであるため、引き続きマークについての周知を図り、障がいのある人への配慮を促していきます。		健康福祉課
No.20	バリアフリーマップの作成	障がいのある人が安心してまちに出かけられるよう、車いすトイレをはじめとしたバリアフリー情報を掲載したガイドマップを作成します。		健康福祉課

4 防犯・防災対策の推進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.21	地域の防犯・防災体制の構築	障がいのある人が悪徳商法などの犯罪に巻き込まれないよう、また、災害時の支援体制づくりを進めるため、地域住民、地域の福祉関係者などと連携して、支援の必要な障がいのある人に関する情報の共有、見守り、支援の体制を構築します。 また、自主防災隊などの組織により共助の体制づくりを進めます。	新規 重点	企画調整課
No.22	災害時要援護者の把握	災害時要援護者支援全体計画に基づき、災害時要援護者の把握を行います。	重点	健康福祉課
No.23	災害時等の情報伝達	聴覚障がいや視覚障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるよう、情報伝達の仕組みを整備します。 携帯電話やパソコンの電子メールを利用した「メール 110 番」や、ファクシミリにより緊急通報を受信する「ファックス 110 番」、「ファックス 119 番」について周知に努めます。		企画調整課 健康福祉課
No.24	福祉避難所の指定	福祉避難所について検討し、指定を行うとともに、その周知を図ります。	新規 重点	企画調整課 健康福祉課
No.25	避難場所における支援及び配慮	災害時の避難所ではサービス事業所及び地域住民との連携により支援ができる体制を構築します。また、主要な避難場所となる施設については、車いすトイレの設置などバリアフリー化を推進します。また、聴覚障がいのある人などに状況説明や物資の配給などについての情報が伝わるよう配慮します。	重点	企画調整課 健康福祉課
No.26	緊急通報装置システムの普及	非常時に簡単な操作によって消防署に通報が入る、緊急通報システムの普及に努めます。		健康福祉課

第2 自立と社会参加のまちづくり

I 教育・療育	1 早期療育の充実	療育ネットワークの充実
		発達障がい児等への早期対応
		発達支援手帳の作成
		いずみの園の充実
		保育園等訪問支援
		就学前教育の充実
		児童施設等のバリアフリー化
	2 学校教育の充実	特別支援教育の推進
		インクルーシブ教育への対応
		相談体制の充実
		通級指導の充実
		体験活動・校外学習の推進
		学校施設のバリアフリー化の推進
	3 子育て支援の充実	就学指導の充実
		日中一時支援事業の充実
留守家庭児童教室の充実		
放課後等デイサービスの実施		
子育て支援センターの充実		
II 雇用・就業	1 雇用の場の確保	コミュニティママ子育てサポート事業の充実
		企業等への働きかけ
		町職員への雇用促進
		就労移行支援
	2 総合的な就労支援	就労継続支援
		就労支援ネットワーク
		障害者就業・生活支援センターの周知
		物品等の発注の優遇
III スポーツ・文化芸術活動	1 スポーツ・文化芸術活動の推進	障がいのある人の雇用への理解促進
		障がい者スポーツの普及
		スポーツ大会への参加支援
		文化芸術活動機会の拡充
	2 参加しやすい環境の整備	当事者団体の活動への支援
		スポーツ・文化施設等のバリアフリー化の推進
		参加しやすい環境づくり

I 教育・療育

早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保健センター、子育て支援センター、保育園・幼稚園、いずみの園、小中学校、特別支援学校、県の関係機関などとの療育のネットワークの強化を図ります。

学校教育においては、特別支援教育の充実に努めます。障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育については、国や県の動向を踏まえて対応に努めます。

障がいのある児童の子育て支援として、放課後等デイサービスや日中一時支援事業の充実に努めます。

1 早期療育の充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.27	療育ネットワークの充実	早期療育を必要とする児童に対して、適切なサービスが提供できるよう、いずみの園、保育園、幼稚園、保健センターなどが連携して対応します。 さらに、これら施設と学校との連携を図り、就学に向けた児童と保護者への総合的な支援に努めます。	重点	学校教育課 健康福祉課
No.28	発達障がい児等への早期対応	全5歳児の知能検査の取り組みにより、早い段階から発達の遅れの疑いを把握し、保育園・幼稚園と小学校との間における就学指導に関わる連携を図ります。	新規	学校教育課 健康福祉課
No.29	発達支援手帳の作成	障がいのある人の成長過程、サービスの利用経過などを記録する「(仮称)発達支援手帳」を作成します。この手帳を介して関係者が情報を共有することにより、障がいのある人のライフステージに応じた、療育、教育、就労支援、生活支援などの必要な支援が円滑に、適切に提供されることをねらいとします。	新規 重点	健康福祉課
No.30	いずみの園の充実	就学前の障がいのある児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、社会適応訓練や創作的活動などを行う児童発達支援いずみの園については、指導の専門性を図るため、研修などを通じて指導員の資質向上を図ります。		健康福祉課

		<p>なお、幼保一元化に伴い北保育園から移転することになるため、施設のバリアフリー化など体制の充実を図ります。</p>		
No.31	保育園等訪問支援	<p>いずみの園の指導員が保育園などを訪問し、障がいのある児童について、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。</p>	新規	健康福祉課
No.32	就学前教育の充実	<p>障がいのある児童もない児童もいっしょに保育を行う統合保育を全園で実施し、障がいのある児童の発達を促すと同時に、障がいのない児童へのノーマライゼーション理念の浸透を図ります。</p> <p>早期療育を要する児童には、加配保育士を配置して指導體制の充実を図ります。また、統合保育の推進にあたり、保育士は障がい児保育の専門性を高めるため、研修などに参加するとともに、いずみの園や保健センターなどの関係機関と日常的に連携して保育を実施します。</p>		健康福祉課
No.33	児童施設等のバリアフリー化	<p>幼保一元化による施設整備や改修に際しては、障がいのある児童もない児童も利用しやすいバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。</p>	新規	健康福祉課

2 学校教育の充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.34	特別支援教育の推進	<p>平成23年3月に策定した「垂井町教育ビジョン」にそって、障がいのある児童の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。</p> <p>このため、通常学級の教職員を含め、幼稚園から中学校まで、個別に必要な支援などの情報を共有して支援を行います。</p> <p>また、障がいのある児童と障がいのない児童との交流および共同学習の積極的な推進に努めます。</p>		学校教育課
No.35	インクルーシブ教育への対応	<p>インクルーシブ教育については、国や県の動向を踏まえ、学校施設のバリアフリー化、教材や指導方法の工夫などの取り組みに努めます。</p>	新規	学校教育課
No.36	相談体制の充実	<p>幼稚園、小・中学校においては、特別支援コーディネーターを中心として相談体制の充実に努めます。</p>	新規	学校教育課
No.37	通級指導の充実	<p>小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度な知的障がいや情緒障がいのある児童を対象として、その障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導については、これまでの言語通級指導教室に加え、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）などの通級指導教室新設に取り組みます。</p>		学校教育課
No.38	体験活動・校外学習の推進	<p>障がいのある児童の体験活動、校外学習などを通して、社会性や好ましい人間関係を育み、集団に参加する能力が身に付くよう努めます。</p>		学校教育課
No.39	学校施設のバリアフリー化の推進	<p>障がいのあるなし、障がいの種別を超え、地域の学校で教育が受けられるよう、アプローチの段差の解消、車いすトイレや自動ドアの整備、洋式トイレへの改修、エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。</p>		学校教育課
No.40	就学指導の充実	<p>適切な就学先を選択できるように、事前に本人・保護者の意向を十分に聴取すると</p>		学校教育課

		ともに、情報の提供に努めます。また、町スクールアドバイザーが本人・保護者・教職員と相談しながら、きめ細かな支援を行います。		
--	--	---	--	--

3 子育て支援の充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.41	日中一時支援事業の充実	障がいのある人の家族の就労支援および日常的に介護をしている家族の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人（児童）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業を実施します。利用者のニーズに対応できるよう、事業者の参入・事業拡大を促進します。		健康福祉課
No.42	留守家庭児童教室の充実	身近な地域の留守家庭児童教室については、保護者とコミュニケーションを取りながら、関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れを検討します。		健康福祉課
No.43	放課後等デイサービスの実施	放課後等デイサービスは、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、障がいのある児童生徒の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供するものです。事業実施に向けて体制づくりを進めます。	新規	健康福祉課
No.44	子育て支援センターの充実	子育て支援センターは、未就園児童をもつ子育て家庭を対象として、子育ての不安や悩みについての相談、仲間づくり、保健指導など、子育てに関するさまざまな支援をしています。障がいのある児童についても、早期発見、子育て相談、専門機関へのつなぎなど、関係機関との連携を図りながら育児支援を行います。		健康福祉課
No.45	コミュニティママ子育てサポート事業の充実	コミュニティママ子育てサポート事業は、家庭の事情で短時間、数日育児が出来ないときに育児サービスを有料で受けることができるサービスであり、町が社会福祉協議会に委託して実施しています。サポート会員の充実を図り、障がいのある児童の子育てを支援していきます。		社会福祉協議会 健康福祉課

II 雇用・就業

障がいのある人の就労については、関係機関と連携して、就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、さまざまな就労形態の場の確保や工賃アップをめざした取り組みを推進します。

1 雇用の場の確保

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.46	企業等への働きかけ	国・県の関係機関、商工会などと協力し、事業所、店舗などに対して、障害者制度改正の情報や、各種の障害者雇用促進施策についての周知を図りながら、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。		産業課
No.47	町職員への雇用促進	障がいのある人の雇用率が法定雇用率を上回るよう職員の計画的な採用を行います。また、パートタイムなど就労形態の工夫、バリアフリー化の推進など、障がいのある人が就労しやすい環境の整備に努めます。		総務課
No.48	就労移行支援	就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着のための支援を行うものです。町内に事業所はなく、西濃圏域においても少ないことから、町内および西濃圏域における事業者の参入を促進します。	重点	健康福祉課
No.49	就労継続支援	一般就労が困難な障がいのある人などに、通所により働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援については、A型（雇用型）事業所は町内になく、西濃圏域においても少ないことから、町内および西濃圏域における事業者の参入を促進します。	重点	健康福祉課

2 総合的な就労支援

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.50	就労支援ネットワーク	西濃地域障がい者雇用連絡会議や西濃圏域障がい者自立支援協議会の就労・雇用支援事業部門において、関係機関と連携してネットワークを強化し、情報の収集、課題の把握を行い、就労機会の拡大や課題の解決に向けた取り組みを進めます。		健康福祉課
No.51	障害者就業・生活支援センターの周知	就業とそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対して、センター窓口、職場・家庭訪問などによって就業面と生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについては、その周知に努めるとともに、ジョブコーチの増員など体制の強化を県に要望していきます。		健康福祉課
No.52	物品等の発注の優遇	就労継続支援事業者や地域活動支援センターなどからの物品の購入や役務の提供について、優先的な調達を行い、工賃のアップを図ります。	新規	各課・施設
No.53	障がいのある人の雇用への理解促進	障がいのある人の雇用・就労について、企業、住民への理解促進に努めます。また、障がいのある人の職場定着を図るため、関係機関と協力して現場における障がいを理由とした差別や虐待がないよう、啓発活動と相談体制の充実に努めます。		産業課

Ⅲ スポーツ・文化芸術活動

スポーツ・文化・レクリエーション活動などは、生活にうるおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場となり、リハビリテーション、健康管理にも役立ちます。活動への参加機会の提供、参加しやすい環境整備などを進め、障がいのある人のさまざまな活動への参加を促進していきます。

1 スポーツ・文化芸術活動の推進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.54	障がい者スポーツの普及	障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、障がい者社会参加推進センターなどの関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。		健康福祉課
No.55	スポーツ大会への参加支援	県や広域主催のスポーツ大会への参加を呼びかけるとともに、大会への参加を支援します。		健康福祉課
No.56	文化芸術活動機会の拡充	障害者支援施設や障がいのある人などの当事者団体が行う文化活動に対し、社会福祉大会などでの作品の展示、住民への活動の周知などにより支援します。		各課・施設
No.57	当事者団体の活動への支援	障がいのある人などの当事者団体が行うスポーツ、レクリエーション活動を通じた仲間づくりを支援します。		生涯学習課 健康福祉課

2 参加しやすい環境の整備

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.58	スポーツ・文化施設等のバリアフリー化の推進	段差の解消、車いすトイレの整備など、障がいのある人が安心して活動ができるよう、スポーツ施設、文化施設などのバリアフリー化を推進していきます。		各課・施設
No.59	参加しやすい環境づくり	社会福祉大会や講演などに手話通訳者・要約筆記者の配置をするなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。		各課・施設

第3 暮らしの基盤づくり

I 保健・医療	1 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見	乳幼児健康診査の実施	
		乳幼児相談の実施	
		特定健康診査・30代健診の実施	
	2 健康の保持増進	保健指導の実施	
		心の健康づくり	
	3 医療サービスの充実	自立支援医療の支給	
福祉医療費助成			
入院中の精神障がいのある人の退院促進			
II 生活支援	1 相談支援体制の充実	相談窓口の充実	
		障害者相談支援事業の充実	
		自立支援協議会の充実	
	2 障がいのある人の権利擁護	成年後見制度の周知と利用促進	
		日常生活自立支援事業の周知	
		障害者虐待防止センター機能の設置	
	3 訪問系サービスの充実	居宅介護等の提供	
		移動支援等の提供	
	4 日中活動系サービスの充実	生活介護等の提供	
		短期入所の充実	
		日中一時支援の充実	
	5 居住の場の確保	団体活動の支援	
		グループホーム・ケアホームの整備促進	
		住宅改修費の支給	
	6 経済的支援	施設入所支援の提供	
		各種手当の給付	
		自動車改造費の補助	
		自動車運転免許取得費の助成	
	7 その他の生活支援	福祉タクシー券の交付	
		訪問入浴サービスの実施	
		補装具費の支給	
III 情報・コミュニケーション	1 情報提供の充実	日常生活用具の給付	
		広報紙等の充実	
		制度改正等の情報提供	
		福祉ガイドブックの作成	
	2 情報化社会への対応	療育ガイドブックの作成	
		ホームページのバリアフリー化の推進	
	3 コミュニケーション支援	情報バリアフリー化の支援	
		コミュニケーション支援事業	
		手話通訳者の配置	
		音訳・手話・要約筆記講座の開催	
			あらゆる場面でのコミュニケーション支援の充実

I 保健・医療

障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見・早期治療のため、母子保健事業や特定健康診査などの充実を図ります。

障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療費の助成を行います。また、心の健康づくり、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を促進します。

1 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.60	乳幼児健康診査の実施	疾病や発達の遅れを早期に発見し適切な保健指導・早期療育につなげるため、4か月児、11か月児、1歳6か月児および3歳児健康診査を実施します。1歳6か月児・3歳児健康診査には、いずみの園職員も従事して、早期発見に努めます。		保健センター
No.61	乳幼児相談の実施	乳幼児健康診査などで経過観察が必要と思われる乳幼児およびその保護者については、乳幼児相談の中で発達チェックなどを行います。また、必要に応じ、いずみの園など関係機関との連携を図り、情報を共有して適切な早期療育指導につなげていきます。		保健センター
No.62	特定健康診査・30代健診の実施	生活習慣病を早期に発見し、適切な治療や生活習慣の改善に結びつけるため、特定健康診査・30代健診を実施します。		保健センター 住民課

2 健康の保持増進

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.63	保健指導の実施	乳幼児健康診査でフォローが必要な母子などには、乳幼児すこやか相談、家庭訪問などにより継続的な支援を行います。 特定健康診査などの結果に基づき、生活習慣病予備群を対象として、生活習慣病の予防を目的とした保健指導を実施します。		保健センター
No.64	心の健康づくり	住民が心の健康に関心をもち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発に努めます。 また、県と協力して精神保健福祉相談を開催するとともに、必要に応じて、電話相談、家庭訪問を実施します。		保健センター

3 医療サービスの充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.65	自立支援医療の支給	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）は、自立支援医療として医療費の9割に相当する額を公費や保険で負担します。		健康福祉課
No.66	福祉医療費助成	重度心身障がいのある人に対しては、自立支援医療に加え、保険診療で自己負担となる医療費について助成を行います（所得制限があります）。		健康福祉課
No.67	入院中の精神障がいのある人の退院促進	グループホームの整備や相談体制の充実を図り、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人、いわゆる社会的入院患者の退院を促進します。病院を退院する人に対して、個別支援会議を行い退院後の生活を支援します。		健康福祉課 保健センター

Ⅱ 生活支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援や権利擁護の体制の充実に努めます。

日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系のサービスなどについては、事業者の参入を促進して、サービスの量と質の確保を図ります。また、居住の場については、グループホーム・ケアホームの整備を促進します。

1 相談支援体制の充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.68	相談窓口の充実	役場窓口において障害福祉サービスなどに関する相談・情報提供を行います。また、発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい児などについての高い専門性が必要とされる相談内容については、子ども相談センター、医療機関など専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。		健康福祉課
No.69	障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業は、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整を図るなど、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行うものです。知的障がいのある人および精神障がいのある人についての相談は、西濃圏域が共同して相談支援事業所に委託して実施します。	重点	健康福祉課
No.70	自立支援協議会の充実	垂井町障がい者自立支援協議会は平成23年3月に設置したところであり、障がい者施策のニーズや課題の把握、重要課題の解決策の検討、事業の円滑な実施などについて協議を行い、施策の推進、充実を図ります。また、広域的な課題については西濃圏域障がい者自立支援協議会を中心に取組んでいきます。	重点	健康福祉課

2 障がいのある人の権利擁護

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.71	成年後見制度の周知と利用促進	知的障がいや精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図ります。必要に応じて、成年後見制度利用支援事業の活用を図り、制度の利用を促進します。		健康福祉課
No.72	日常生活自立支援事業の周知	日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない障がいのある人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うものです。今後さらに必要性が高まる事業と考えられることから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。		社会福祉協議会
No.73	障害者虐待防止センター機能の設置	健康福祉課に障害者虐待防止センター機能を置き、通報の届出を受けた場合には、関係機関と連携して障がいのある人、養護者などの相談・指導を行います。また、関係機関・団体との連携協力体制を整備し、障がい者虐待に迅速に対応します。	新規	健康福祉課

3 訪問系サービスの充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.74	居宅介護等の提供	居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスについて、必要なサービスの量および質の確保を図ります。		健康福祉課
No.75	移動支援等の提供	障がいのある人の地域における自立生活および社会参加を促進するため、介護給付による行動援護や同行援護、地域生活支援事業による移動支援を実施し、障がいのある人の外出を支援します。		健康福祉課

4 日中活動系サービスの充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.76	生活介護等の提供	障がいのある人の状況に応じた日中活動の場が確保されるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援などの日中活動系サービスの必要なサービス量の確保に努めます。また、地域活動支援センター「けやきの家」の支援員の充実を図るとともに、施設面の改善を行い、利用者の受け入れ枠の拡大と活動内容の充実を図ります。	重点	健康福祉課
No.77	短期入所の充実	身近な地域で利用ができるよう、また多様なニーズに応えられるよう、介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入促進、ケアホームなどを利用した空床利用型事業などについて促進します。		健康福祉課
No.78	日中一時支援の充実	日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人（児童）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業については、より多くの受け入れができるように、また、希望日に利用できるよう委託事業所の増を図ります。		健康福祉課
No.79	団体活動の支援	障がい児・者の地域で支えあい事業を行っている団体に対し、活発な事業が行えるように拠点の確保、支援員・指導員などによる支援をします。また、障がい児・者を支える団体の活動が生活介護や放課後等デイサービスなどへ展開するように支援をします。	新規 重点	健康福祉課

5 居住の場の確保

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.80	グループホーム・ケアホームの整備促進	施設入所・入院から地域生活への移行を推進し、地域において自立した生活が営めるよう、事業所などの参入・拡大の意向の把握をします。また、事業者に対する町の助成制度などの検討により住まいの場となるグループホームやケアホームの整備を促進します。	重点	健康福祉課
No.81	住宅改修費の支給	個人の住宅において移動などを円滑に行えるよう手すりやスロープを設置する場合などに、住宅改修費の一部を助成します。助成の内容については介護保険・高齢者施策との整合性を図ります。		健康福祉課
No.82	施設入所支援の提供	施設入所支援については、真に必要な人の利用とし、ケアホームの整備などに合わせて地域生活への移行を推進します。 また、地域で暮らす障がいのある人の支援の拠点として、地域交流の場として機能の強化を図ります。		健康福祉課

6 経済的支援

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.83	各種手当の給付	障がいのある人や障がいのある児童の手当として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当および特別児童扶養手当などが支給されます。対象者の拡充など、これら手当の充実を国・県に要望していきます。		健康福祉課
No.84	自動車改造費の補助	身体障がいのある人に対し、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。		健康福祉課
No.85	自動車運転免許取得費の助成	身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。		健康福祉課
No.86	福祉タクシー券の交付	重度の下肢障がいや知的障がいのある人の社会参加を促進するため、タクシー料		健康福祉課

		金の一部を助成します。		
--	--	-------------	--	--

7 その他の生活支援

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.87	訪問入浴サービスの実施	重度身体障がいのある人を対象として、訪問入浴サービスを検討します。		健康福祉課
No.88	補装具費の支給	障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用について補装具費の9割（利用者の課税状況に応じて全額）を支給します。		健康福祉課
No.89	日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養など支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の給付を行います。購入に要した費用の9割（利用者の課税状況に応じて全額）を給付します。		健康福祉課

Ⅲ 情報・コミュニケーション

福祉サービスをはじめ、各種情報の内容の充実とその提供手段の充実を図ります。特に、情報化社会といわれる今日、情報のバリアフリー化とその利用を促進するための支援を行います。

聴覚や言語に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するコミュニケーション支援事業の利用を促進します。

1 情報提供の充実

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.90	広報紙等の充実	広報紙などについては、文字の大きさや色彩など障がいのある人にも見やすい配慮を引き続き行うとともに、問い合わせ先などについてはファックス番号を並記します。		企画調整課
No.91	制度改正等の情報提供	法改正、新法の制定などが予定されていることから、制度改正に伴う情報について、障がいのある人や、団体、福祉関係者などへホームページなどを利用して情報提供に努めます。	新規重点	健康福祉課
No.92	福祉ガイドブックの作成	手帳取得の手続きやサービス内容を紹介する福祉ガイドブックを作成配布し、サービスを必要とする人に情報が届くようにします。		健康福祉課
No.93	療育ガイドブックの作成	「すくすく療育ガイドブック」を作成し、いずみの園や窓口に相談に来た人に配布します。	新規	健康福祉課

2 情報化社会への対応

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.94	ホームページのバリアフリー化の推進	ホームページについて、文字の大きさや色彩に配慮し、見やすいホームページづくりに努めてきており、今後も更なる情報のバリアフリー化に努めます。		企画調整課
No.95	情報バリアフリー化の支援	上肢機能障がいまたは視覚障がいのある人を対象として、障がいがあることにより必要となるパソコンの周辺機器やソフトの購入に要する費用の一部を助成しま		健康福祉課

		す。		
--	--	----	--	--

3 コミュニケーション支援

No.	施策	事業・活動	区分	担当課
No.96	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に、手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。		健康福祉課
No.97	手話通訳者の配置	聴覚・言語機能・音声機能障がいの方にスムーズな窓口対応ができるよう、職員の資質向上を図ります。また、手話通訳者の配置を検討します。	新規	健康福祉課
No.98	音訳・手話・要約筆記講座の開催	音訳ボランティア養成講座、手話講座、要約筆記講座を開催し、講座を通して人材を養成します。		社会福祉協議会
No.99	あらゆる場面でのコミュニケーション支援の充実	町や社会福祉協議会が行う講演会などについては、手話通訳者などを配置します。 また、日中活動の場やグループホームなど生活の場においても、聴覚障がいなどのある人が、意思の疎通が図れないことにより孤立しないよう、コミュニケーション手段の充実・工夫などを研究していきます。		健康福祉課 社会福祉協議会